

第2章 統計調査

この章では、統計データ（少年院及び保護観察所職員が、各種資料や本人・保護者から聴取した内容に基づき、その区分を判断して作成した調査票によるもの）に基づき、第1節1項及び第2節1項において、少年院在院者及び保護観察処分少年の養育の状況及び経済状況の動向について概観する。また、第1節2項及び第2節2項において、令和3年における少年の状況について、養育の状況及び経済状況の違いという視点から分析するとともに、平成14年及び24年における状況との比較も行う。なお、少年院在院者と保護観察処分少年が、異なる統計データに基づいているため、養育の状況については、少年院在院者は「保護者状況」及び「被虐待経験」（ただし、統計が存在する平成27年以降に限る。）、保護観察処分少年は「居住状況」により分析を行った。

少年院在院者について、保護者状況は「実父母」、「実父」、「実母」、「義父実母・実父義母」及び「その他」、被虐待経験は「身体的虐待」、「性的虐待」、「ネグレクト」、「心理的虐待」及び「虐待なし」、経済状況は「貧困」、「普通」及び「富裕」により、保護観察処分少年について、居住状況は「両親と同居」、「母と同居」、「父と同居」、「その他の親族と同居」及び「その他」、経済状況は「貧困等」（平成28年以降は生活保護受給者を含む。以下同じ。）、「普通」及び「富裕」により、区分した。

第1節 少年院在院者

1 家庭環境

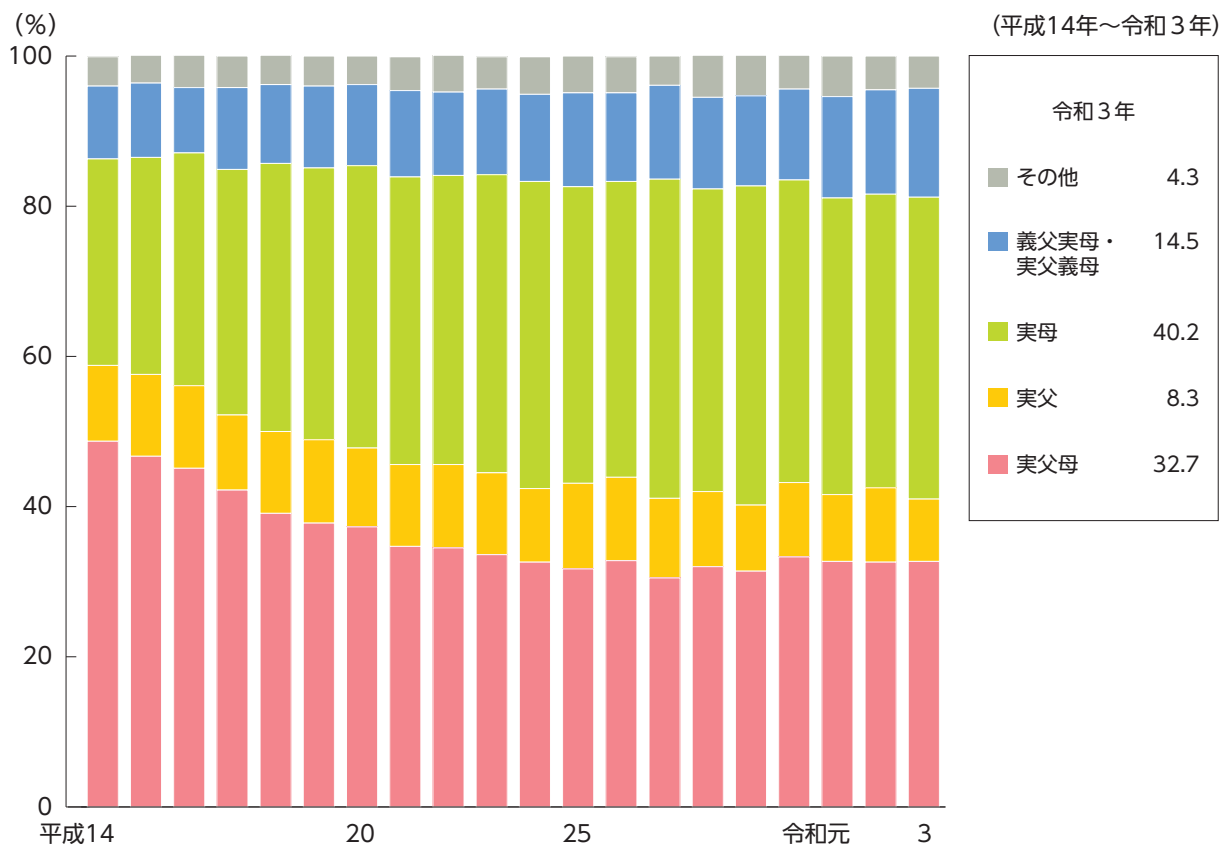
本項では、少年院在院者について、保護者状況、被虐待経験、経済状況、保護者状況と経済状況の関連及び被虐待経験と経済状況の関連を見ていくこととする。

(1) 保護者状況

2-1-1-1図は、保護者状況別構成比の推移（最近20年間）を見たものである。「実父母」の構成比が低下傾向にある一方、「実母」の構成比は上昇傾向にある。

2-1-1-1図

少年院在院者 保護者状況別構成比の推移



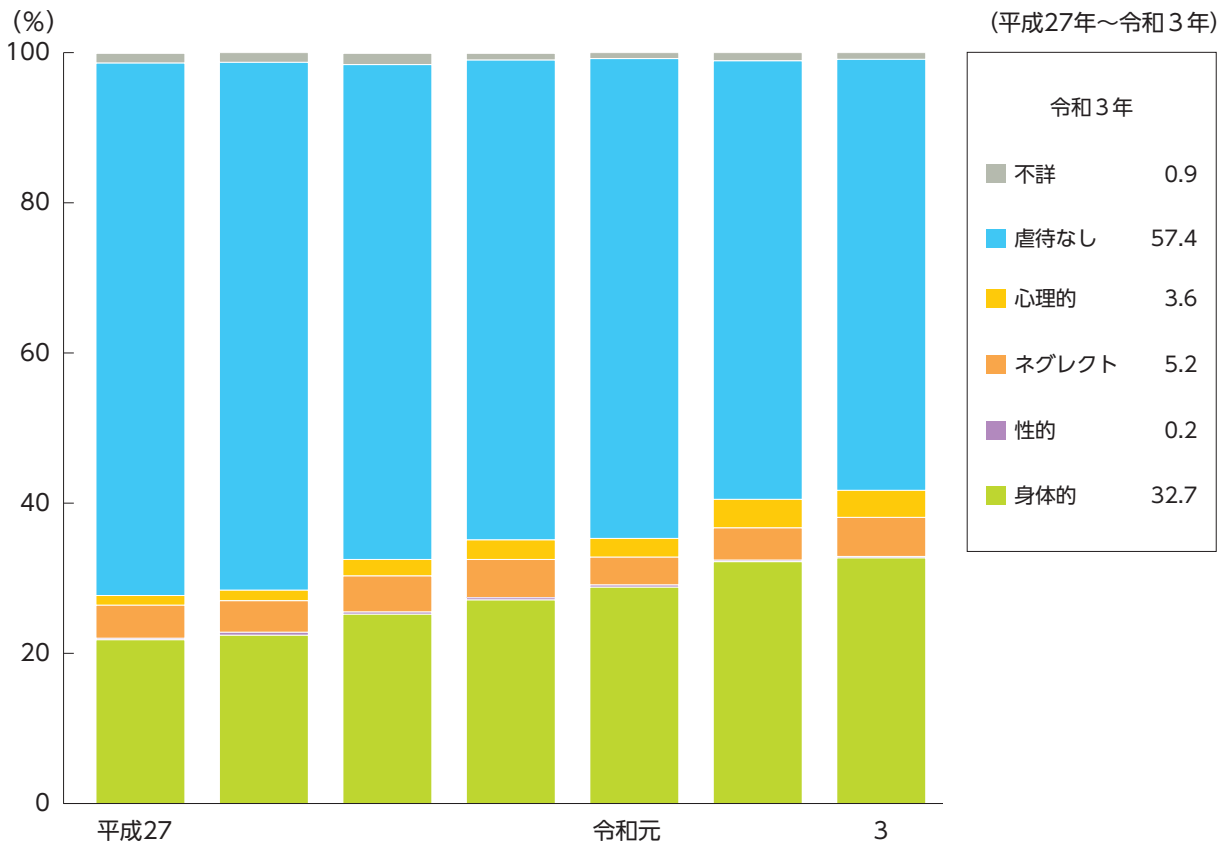
注 1 法務省大臣官房司法法制部の資料による。
 2 保護者状況は非行時により、不詳の者を除く。
 3 「その他」は、養父(母)等であり、保護者がいない者を含む。

(2) 被虐待経験

2-1-1-2図は、被虐待経験別構成比の推移（統計が存在する平成27年から最近7年間）を見たものである。被虐待経験がある者の構成比は、上昇し続けており、複数の種類の被虐待経験がある場合は主要なもの一つを計上していることに留意する必要があるが、「身体的虐待」の構成比が一貫して高く、上昇し続けている。

2-1-1-2図

少年院在院者 被虐待経験別構成比の推移

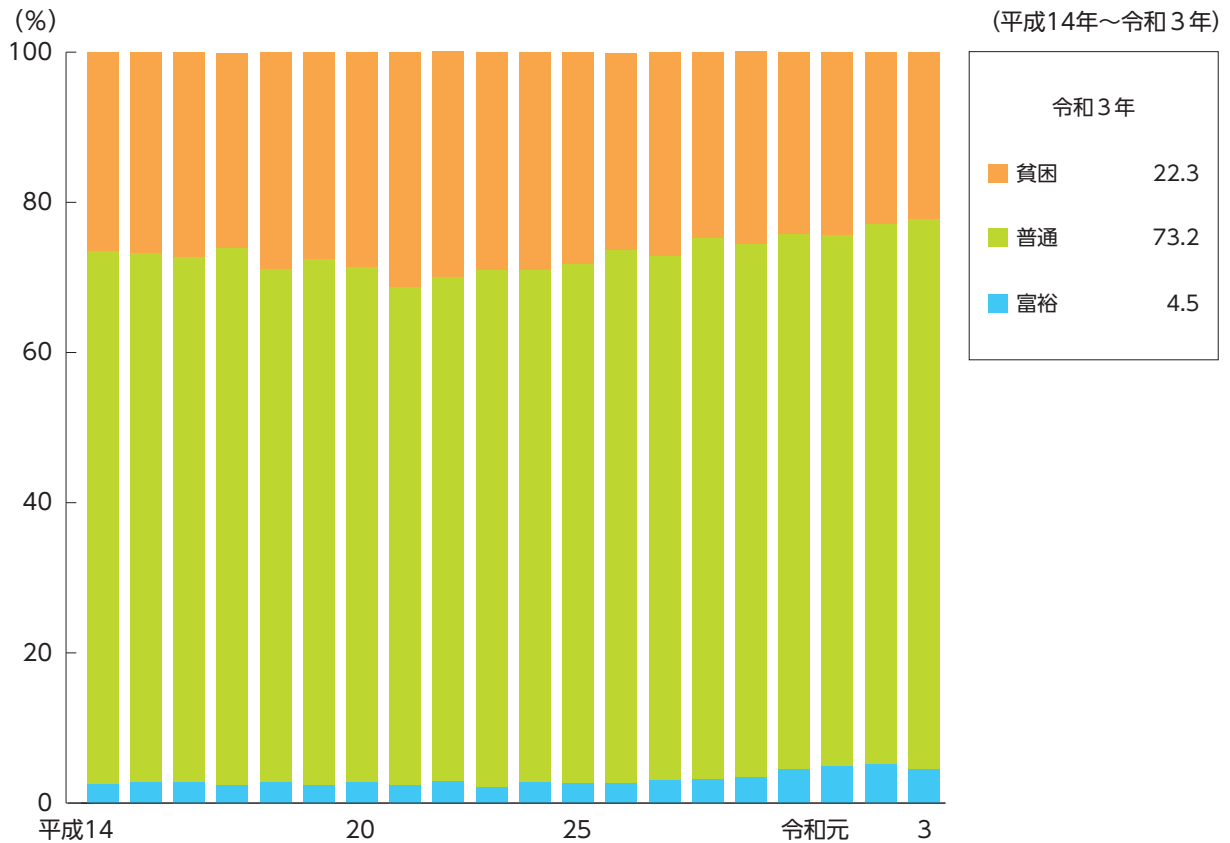


- 注 1 法務省大臣官房司法法制部の資料による。
 2 虐待の定義は、児童虐待防止法による。ただし、ここでは保護者以外の家族による少年に対する虐待や、18歳以上の少年に対する虐待も含む。
 3 「身体的」は、少年の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えることをいい、「性的」は、少年にわいせつな行為をすること又は少年をしてわいせつな行為をさせることをいい、「ネグレクト」は、少年の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置その他の保護者としての監護を著しく怠ることをいい、「心理的」は、少年に著しい心理的外傷を与える言動を行うことをいう。
 4 複数の類型に該当する場合は、主要なもの一つに計上している。

(3) 経済状況

2-1-1-3図は、経済状況別構成比の推移（最近20年間）を見たものである。「普通」が最も構成比が高く、次いで、「貧困」、「富裕」の順となっており、この順位に変動はない。「貧困」の構成比は、平成21年をピークとして低下傾向にある。

2-1-1-3図 少年院在院者 経済状況別構成比の推移



注 1 法務省大臣官房司法法制部の資料による。
 2 経済状況は非行時により、不詳の者を除く。

(4) 保護者状況と経済状況の関連

2-1-1-4表は、令和3年の保護者状況別構成比を経済状況別に見たものである。「富裕」の保護者の構成比は、「実父母」(63.9%)が最も高いのに対し、「貧困」の保護者の構成比は、「実母」(63.3%)が最も高く、次いで「実父母」(16.4%)、「義父実母・実父義母」(8.2%)、「実父」(7.5%)の順となっている。

2-1-1-4表 少年院在院者 保護者状況と経済状況の関連

(令和3年)

| 経済状況 | 総数 | 実父母 | 実父 | 実母 | 義父実母・ 実父義母 | その他 |
|------|---------------|------------|----------|------------|---------------|----------|
| 貧困 | 305 (100.0) | 50 (16.4) | 23 (7.5) | 193 (63.3) | 25 (8.2) | 14 (4.6) |
| 普通 | 1,000 (100.0) | 360 (36.0) | 86 (8.6) | 349 (34.9) | 179 (17.9) | 26 (2.6) |
| 富裕 | 61 (100.0) | 39 (63.9) | 4 (6.6) | 9 (14.8) | 9 (14.8) | - |

- 注 1 法務省大臣官房司法法制部の資料による。
 2 保護者状況及び経済状況は非行時による。
 3 保護者状況又は経済状況が不詳の者を除く。
 4 「その他」は、養父(母)等であり、保護者がいない者を含む。
 5 ()内は、項目ごとの各区分に占める構成比である。

(5) 被虐待経験と経済状況の関連

2-1-1-5表は、令和3年の被虐待経験別構成比を経済状況別に見たものである。「貧困」、「普通」及び「富裕」のいずれも、被虐待経験がある者の中では、「身体的虐待」の構成比が最も高く、その中でも「貧困」における構成比(37.9%)が最も高い。

2-1-1-5表 少年院在院者 被虐待経験と経済状況の関連

(令和3年)

| 経済状況 | 総数 | 身体的 | 性的 | ネグレクト | 心理的 | 虐待なし |
|------|-------------|------------|---------|-----------|----------|------------|
| 貧困 | 301 (100.0) | 114 (37.9) | 1 (0.3) | 31 (10.3) | 10 (3.3) | 145 (48.2) |
| 普通 | 991 (100.0) | 317 (32.0) | 2 (0.2) | 36 (3.6) | 35 (3.5) | 601 (60.6) |
| 富裕 | 61 (100.0) | 14 (23.0) | - | 2 (3.3) | 4 (6.6) | 41 (67.2) |

- 注 1 法務省大臣官房司法法制部の資料による。
 2 経済状況は非行時による。
 3 被虐待経験又は経済状況が不詳の者を除く。
 4 虐待の定義は、児童虐待防止法による。ただし、ここでは保護者以外の家族による少年に対する虐待や、18歳以上の少年に対する虐待も含む。
 5 「身体的」は、少年の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えることをいい、「性的」は、少年にわいせつな行為をすること又は少年をしてわいせつな行為をさせることをいい、「ネグレクト」は、少年の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置その他の保護者としての監護を著しく怠ることをいい、「心理的」は、少年に著しい心理的外傷を与える言動を行うことをいう。
 6 被虐待経験について、複数の類型に該当する場合は、主要なもの一つに計上している。
 7 ()内は、項目ごとの各区分に占める構成比である。

2 家庭環境から見た少年の状況

本項では、家庭環境から見た少年院在院者の状況として、平成14年、24年及び令和3年に少年院に入院した者について、以下の各項目を、保護者状況別、被虐待経験別及び経済状況別に見ていくこととし、主として、同年に特徴的と見られる傾向について取り上げる。被虐待経験別については、身体的虐待、性的虐待、ネグレクト及び心理的虐待に該当した者を「虐待あり」とし、統計の存在する令和3年に入院した者のみを分析対象とした。

(1) 非行名

2-1-2-1図は、少年院在院者の非行名別構成比を見たものである（総数の推移については、各年の犯罪白書を参照。）。保護者状況別に見ると、「その他」を除く非行名について、令和3年は、「実父母」及び「実母」では、「傷害・暴行」の構成比が最も高く、「実父」、「義父実母・実父義母」及び「その他」（養父（母）等であり、保護者がいない者を含む。以下この項において同じ。）では、「窃盗」の構成比が最も高かった。特徴的な点として、「強姦性交等・強制わいせつ」については、「実父母」では8.4%であったのに対し、「その他」では1.7%であった一方、「ぐ犯」については、「実父母」では2.2%であったのに対し、「その他」では15.3%であった。なお、平成14年及び24年は、いずれの保護者状況においても「窃盗」が最も高く、次いで高いのは、14年の保護者状況の「その他」を除き、「傷害・暴行」であった。

被虐待経験別に見ると、「窃盗」、「傷害・暴行」及び「ぐ犯」の構成比は、「虐待あり」（それぞれ26.0%、21.4%、5.9%）が「虐待なし」（それぞれ18.7%、18.4%、1.8%）と比べて、いずれも3ポイント以上高かった一方、「道路交通法違反」の構成比は、「虐待なし」（7.5%）が「虐待あり」（4.0%）に比べて高かった。

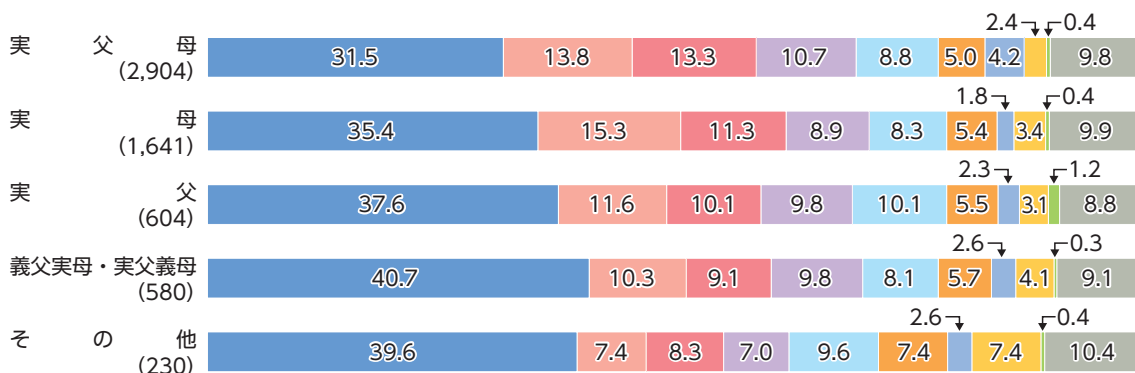
経済状況別に見ると、「その他」を除く非行名について、令和3年は、「貧困」及び「普通」で最も構成比が高かったのは、「窃盗」（それぞれ25.9%、19.9%）であったが、「富裕」では「傷害・暴行」（36.1%）であった。また、経済状況が厳しくなるほど、「詐欺」及び「ぐ犯」については構成比が高くなっている一方、「強盗」、「覚醒剤取締法違反」及び「強姦性交等・強制わいせつ」については低くなっていた。なお、平成14年は、いずれも「窃盗」が最も高く、次いで高いのは、「貧困」及び「普通」では「傷害・暴行」、「富裕」では「道路交通法違反」となっている一方、24年は、令和3年と同様、「貧困」及び「普通」では「窃盗」の構成比が、「富裕」では「傷害・暴行」の構成比が、それぞれ最も高かった。

2-1-2-1図 少年院在院者 非行名別構成比

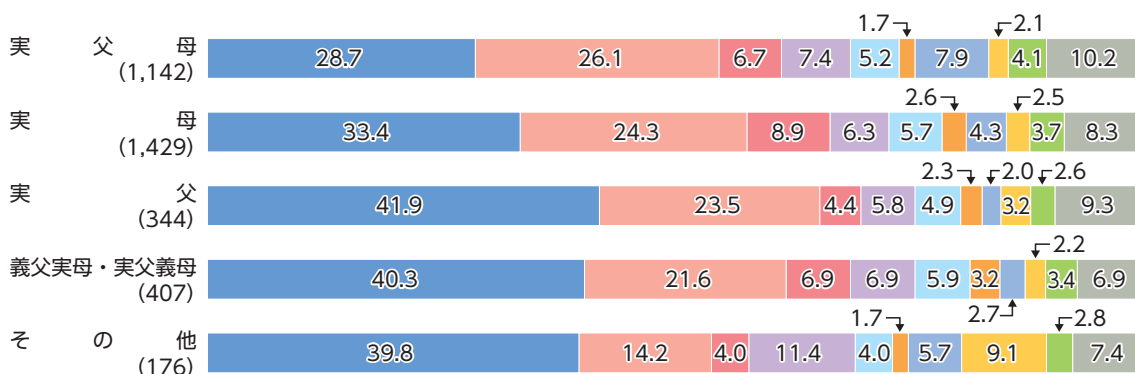
① 保護者状況別

(平成14年・24年・令和3年)

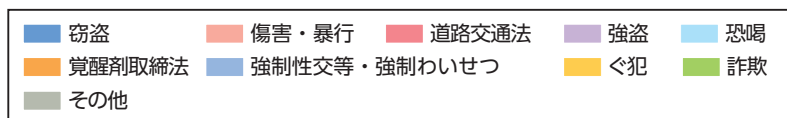
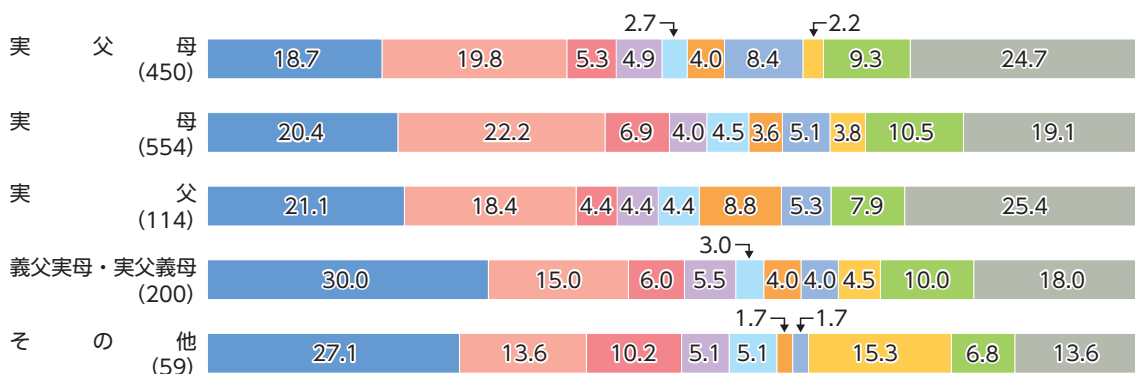
ア 平成14年



イ 平成24年



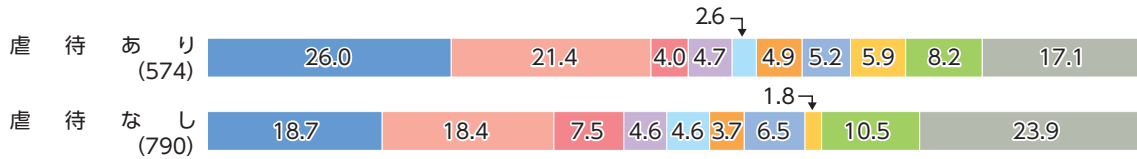
ウ 令和3年



非行少年と生育環境に関する研究

② 被虐待経験別

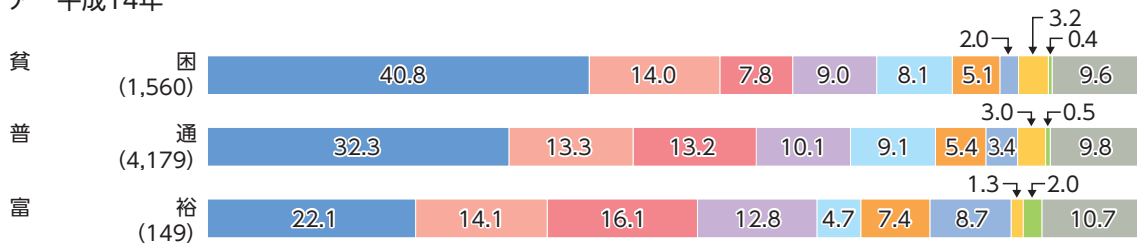
(令和3年)



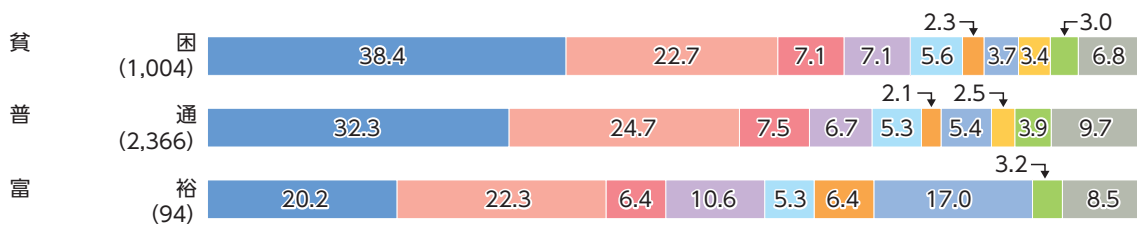
③ 経済状況別

(平成14年・24年・令和3年)

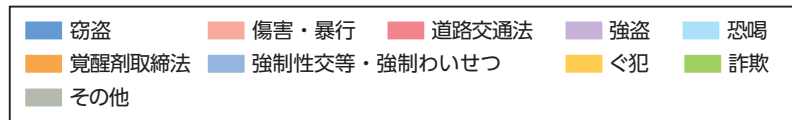
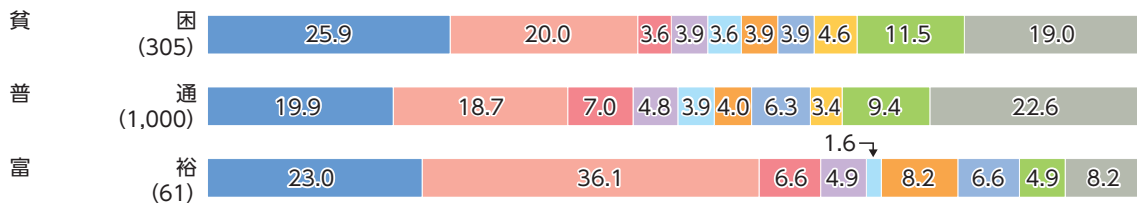
ア 平成14年



イ 平成24年



ウ 令和3年



- 注 1 法務省大臣官房司法法制部の資料による。
- 2 「強姦性交等」は、平成29年法律第72号による刑法改正前の強姦を含む。
- 3 複数の非行名を有する場合には、法定刑の最も重いもの（ぐ犯については、法定刑の最も軽いものとして扱う。）に計上している。
- 4 ①において、保護者状況は非行時により、不詳の者を除く。
- 5 ①において、保護者状況の「その他」は、養父（母）等であり、保護者がいない者を含む。
- 6 ②において、虐待の定義は、児童虐待防止法による。ただし、ここでは保護者以外の家族による虐待や、18歳以上の少年に対する虐待も含む。
- 7 ③において、経済状況は非行時により、不詳の者を除く。
- 8 ()内は、実人員である。

(2) 保護処分歴

2-1-2-2図は、少年院在院者の保護処分歴別構成比を見たものである(総数の推移については、各年の矯正統計年報を参照)。保護者状況別に見ると、令和3年は、「少年院送致」の構成比については、「その他」(23.7%)が最も高く、「実父母」(14.7%)が最も低かったのに対し、「保護処分歴なし」の構成比については、「実父母」(37.8%)が最も高く、「その他」(33.9%)は「実母」(32.9%)に次いで低かった。なお、平成14年は、令和3年と同様であったが、平成24年は、「少年院送致」については、「実父母」が最も低く、次いで「その他」が低いなど、やや傾向が異なっている。また、平成14年、24年共に、「児童自立支援施設等送致」の構成比は、「その他」が最も高かった。

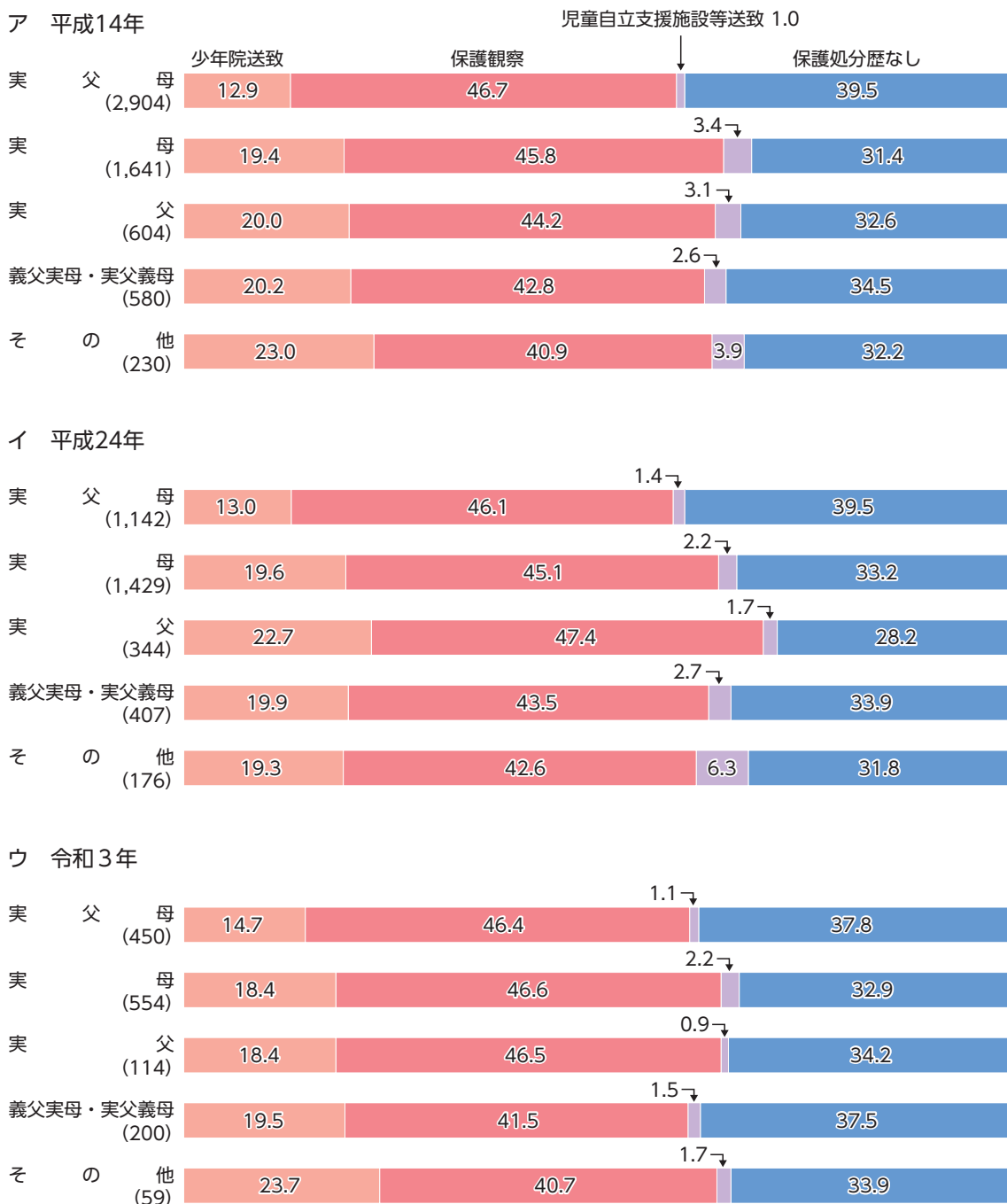
被虐待経験別に見ると、「少年院送致」の構成比は、「虐待あり」(22.0%)は「虐待なし」(14.3%)と比べ、約8ポイント高かった一方、「保護観察」の構成比は、「虐待あり」(41.6%)は「虐待なし」(48.4%)と比べ、約7ポイント低かった。

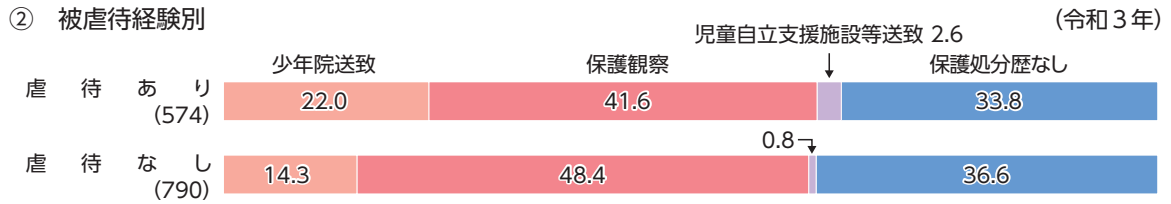
経済状況別に見ると、令和3年は、「少年院送致」の構成比については、「貧困」(20.0%)が最も高く、次いで、「普通」(17.3%)、「富裕」(8.2%)の順であった一方、「保護処分歴なし」の構成比については、「富裕」(44.3%)が最も高く、次いで、「普通」(34.8%)、「貧困」(34.1%)の順であった。平成14年及び24年も、同様であった。

2-1-2-2図 少年院在院者 保護処分歴別構成比

① 保護者状況別

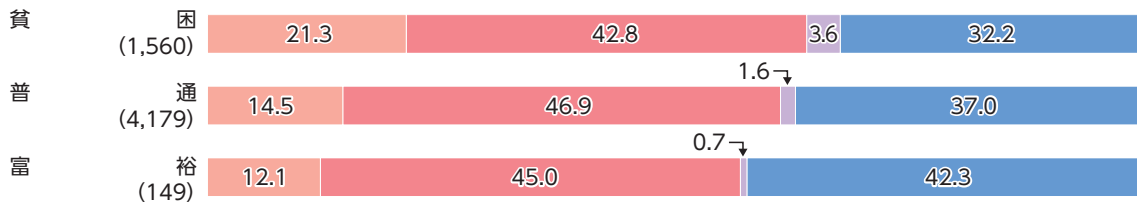
(平成14年・24年・令和3年)



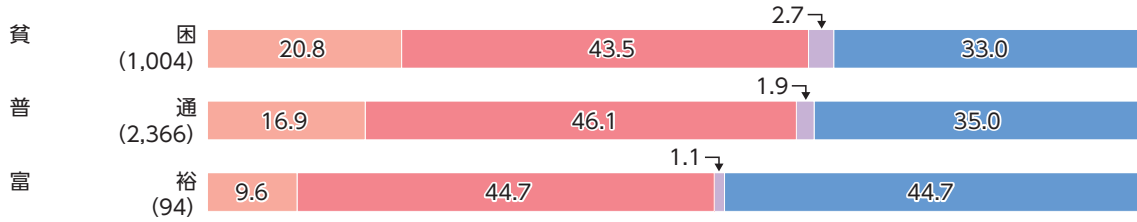


③ 経済状況別 (平成14年・24年・令和3年)

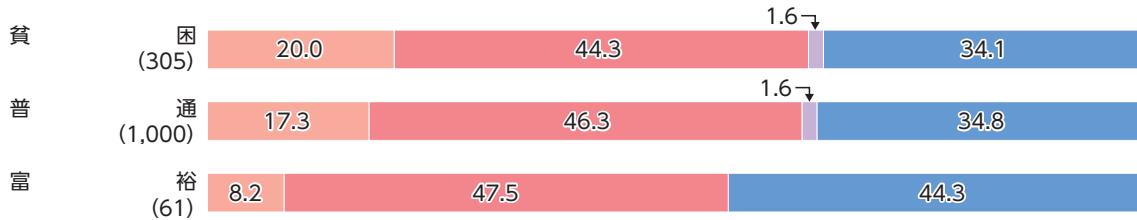
ア 平成14年



イ 平成24年



ウ 令和3年



- 注 1 法務省大臣官房司法法制部の資料による。
 2 保護処分歴が不詳の者を除く。
 3 「児童自立支援施設等送致」は、児童自立支援施設・児童養護施設送致である。
 4 複数の保護処分歴を有する場合、少年院送致歴がある者は「少年院送致」に、それ以外の者のうち保護観察歴がある者は「保護観察」に、児童自立支援施設等送致歴のみがある者は「児童自立支援施設等送致」に計上している。
 5 2-1-2-1図の脚注4ないし8に同じ。

(3) 就労・就学状況

2-1-2-3図は、少年院在院者の就労・就学状況別構成比を見たものである（総数の推移については、各年の犯罪白書を参照。）。保護者状況別に見ると、令和3年は、いずれも「有職」の構成比が最も高かったほか、「学生・生徒」の構成比は、「実父母」（27.2%）が、「無職」の構成比は「その他」（35.6%）がそれぞれ最も高かった。令和3年は、平成14年及び24年と比べて、全体的に「無職」の構成比が低下し、「有職」の構成比が上昇していた。

被虐待経験別に見ると、「虐待あり」では、「無職」が28.3%、「有職」が46.6%であったのに対し、「虐待なし」では、それぞれ23.4%、51.5%であった。

経済状況別に見ると、令和3年は、「貧困」については、「有職」（51.5%）が最も高く、次いで、「無職」（28.7%）、「学生・生徒」（19.8%）の順であったのに対し、「富裕」については、順序は同じであったが、「無職」及び「学生・生徒」の構成比が「貧困」より高く、「有職」が低かった。なお、平成14年及び24年は、「貧困」については、「無職」が最も高いほか、経済状況が厳しくなるほど、「学生・生徒」の構成比が低くなっていた。

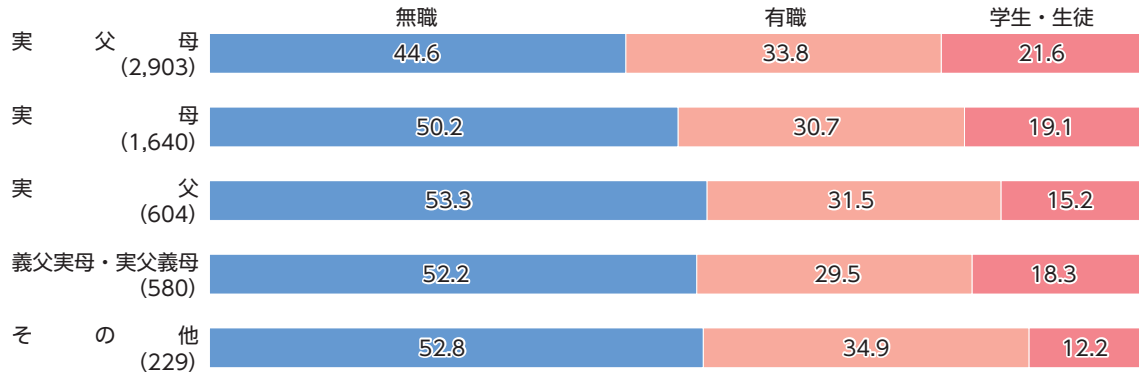
2-1-2-3図

少年院在院者 就労・就学状況別構成比

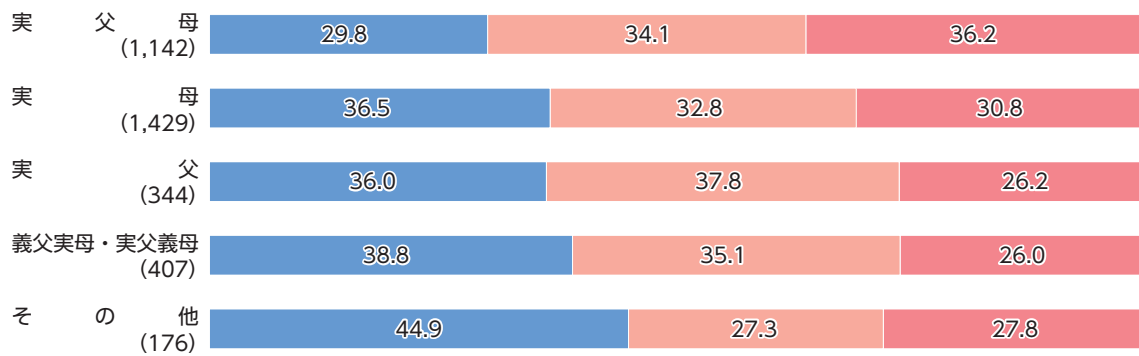
① 保護者状況別

(平成14年・24年・令和3年)

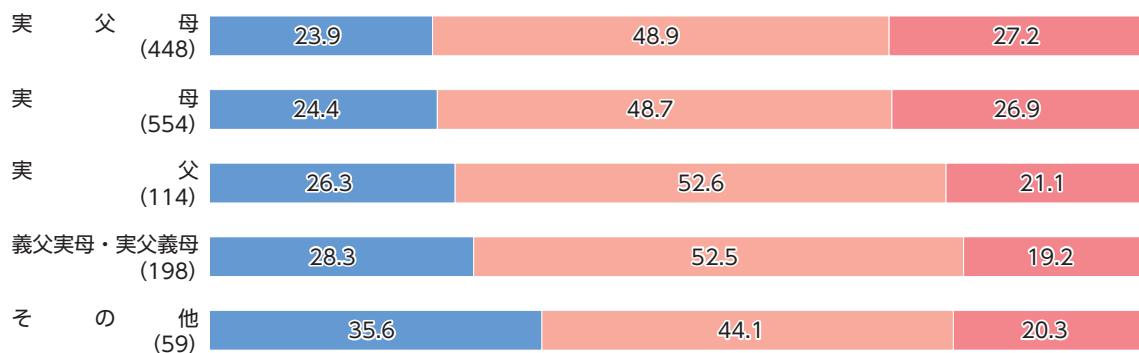
ア 平成14年



イ 平成24年

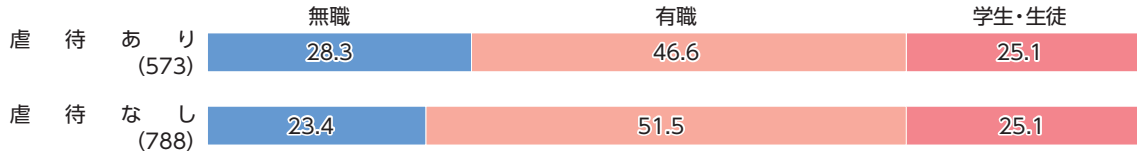


ウ 令和3年



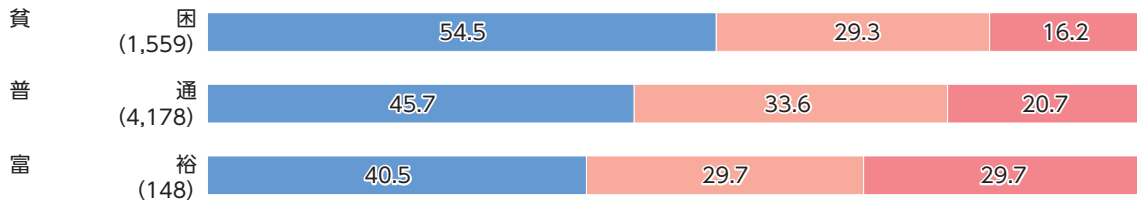
非行少年と生育環境に関する研究

② 被虐待経験別 (令和3年)

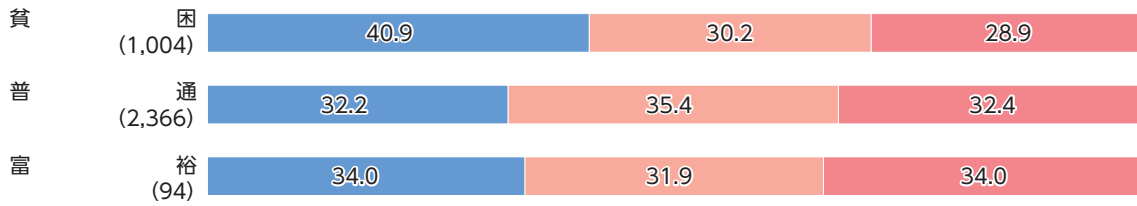


③ 経済状況別 (平成14年・24年・令和3年)

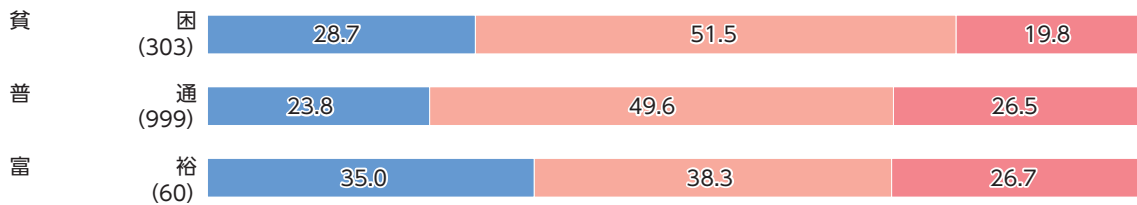
ア 平成14年



イ 平成24年



ウ 令和3年



注 1 法務省大臣官房司法法制部の資料による。
 2 就労・就学状況は非行時により、不詳の者を除く。
 3 2-1-2-1図の脚注4ないし8に同じ。

(4) 教育程度

2-1-2-4図は、少年院在院者の教育程度別構成比を見たものである（総数の推移については、各年の犯罪白書を参照。）。保護者状況別に見ると、令和3年は、全ての保護者状況の中で、「実父母」については、「中学在学」(3.6%)及び「中学卒業」(16.4%)の構成比が最も低く、「高校在学」(23.8%)及び「高校卒業・その他」(高校卒業並びに高等専門学校在学・中退、大学(短期大学を含む。)在学・中退及び専修学校在学・中退・卒業をいう。以下同じ。)(15.3%)の構成比が最も高かった一方、「その他」については、「中学卒業」(28.8%)の構成比が最も高かった。「その他」の「中学在学」(6.8%)は、「実母」(7.6%)に次いで高く、「高校卒業・その他」(6.8%)は「義父実母・実父義母」(5.0%)に次いで低かった。

被虐待経験別に見ると、「高校卒業・その他」の構成比は、「虐待なし」(14.1%)が「虐待あり」(7.3%)より高かった。「虐待あり」では、「中学在学」及び「中学卒業」が、それぞれ6.8%、25.1%であったのに対し、「虐待なし」では、それぞれ4.7%、21.3%であった。

経済状況別に見ると、令和3年は、いずれの経済状況についても、「高校中退」の構成比が最も高かった。経済状況が厳しくなるほど、「高校中退」及び「中学卒業」の構成比が高くなっている一方、「高校卒業・その他」の構成比が低くなっていた。平成14年及び24年については、「高校卒業・その他」及び「中学卒業」は、令和3年と同様であったが、「高校中退」は、経済状況が厳しくなるにつれて、構成比が低くなっていた。

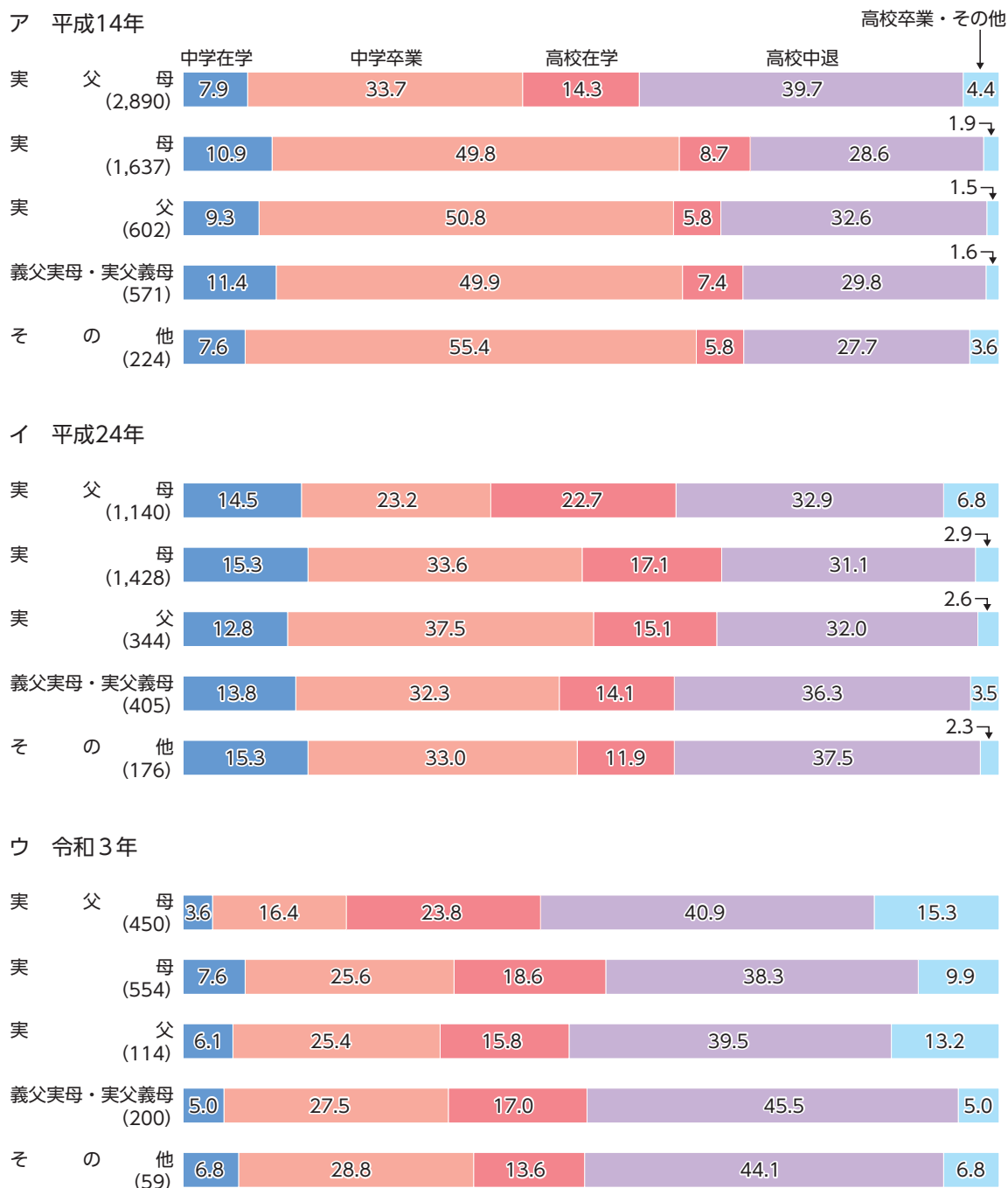
全体的に、令和3年は、平成14年及び24年と比べて、「中学在学」及び「中学卒業」の構成比がいずれも低下し、「高校在学」及び「高校卒業・その他」の構成比がいずれも上昇していた。

ただし、少年院在院者の教育程度については、あくまでも少年院に入院した時点で確認した非行時の在籍学校又は最終学歴を示しており、少年院送致に付された際の年齢に大きく左右されることや、少年院出院後に、更に上の学校に進学する場合もあり得ることに留意する必要がある。

2-1-2-4図 少年院在院者 教育程度別構成比

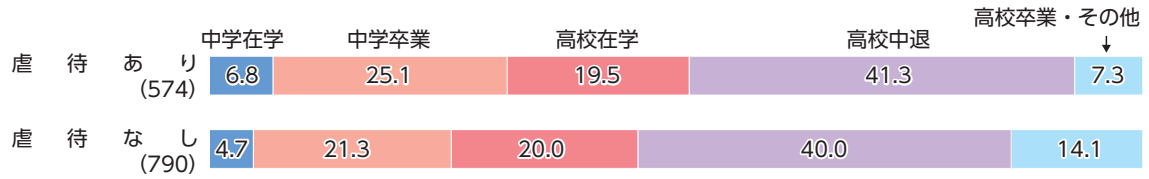
① 保護者状況別

(平成14年・24年・令和3年)



② 被虐待経験別

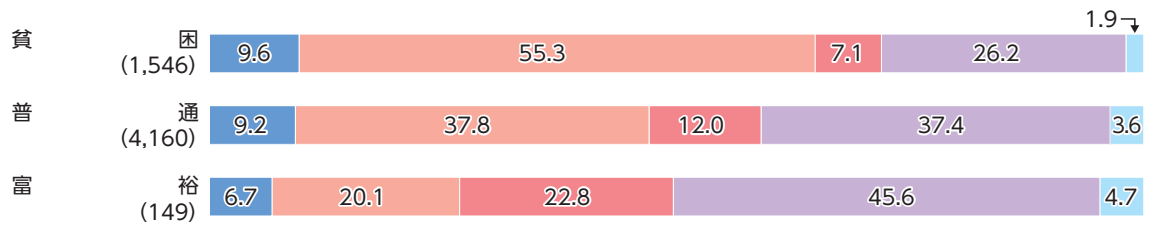
(令和3年)



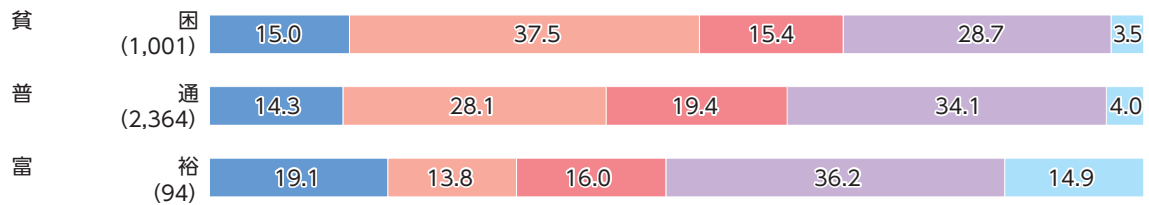
③ 経済状況別

(平成14年・24年・令和3年)

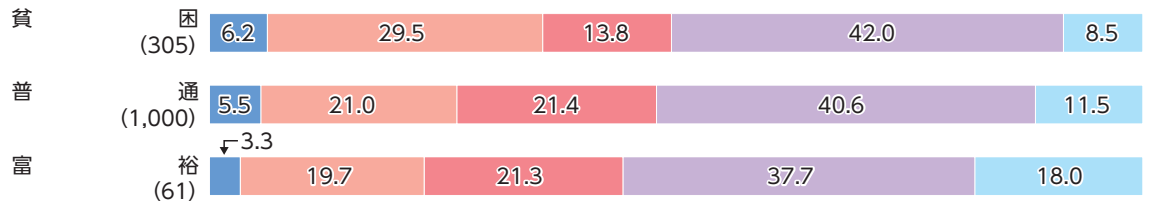
ア 平成14年



イ 平成24年



ウ 令和3年



注 1 法務省大臣官房司法法制部の資料による。
 2 教育程度は、非行時における最終学歴又は就学状況である。
 3 最終学歴又は就学状況が不詳の者等を除く。
 4 「中学」は、特別支援学校中等部を、「高校」は、特別支援学校高等部を含む。
 5 教育程度の「その他」は、高等専門学校在学・中退、大学（短期大学を含む。）在学・中退、専修学校在学・中退・卒業である。
 6 2-1-2-1図の脚注4ないし8に同じ。

(5) 不良集団関係

2-1-2-5図は、少年院在院者の不良集団関係別構成比を見たものである（総数の推移については、各年の犯罪白書を参照。）。保護者状況別に見ると、令和3年は、全ての保護者状況の中で、「実母」については、「地域不良集団」（40.1％）の構成比が最も高く、「不良集団関係なし」（45.5％）の構成比が最も低かった一方、「実父母」については、「地域不良集団」（31.8％）の構成比が最も低く、「不良集団関係なし」（54.1％）の構成比が最も高かった。「暴力団」は、「その他」（7.0％）の構成比が最も高かった。令和3年は、平成14年及び24年と比べて、全体的に「暴走族」の構成比が低下し、「地域不良集団」の構成比が上昇する傾向が見られた。

被虐待経験別に見ると、顕著な傾向等は見られなかった。

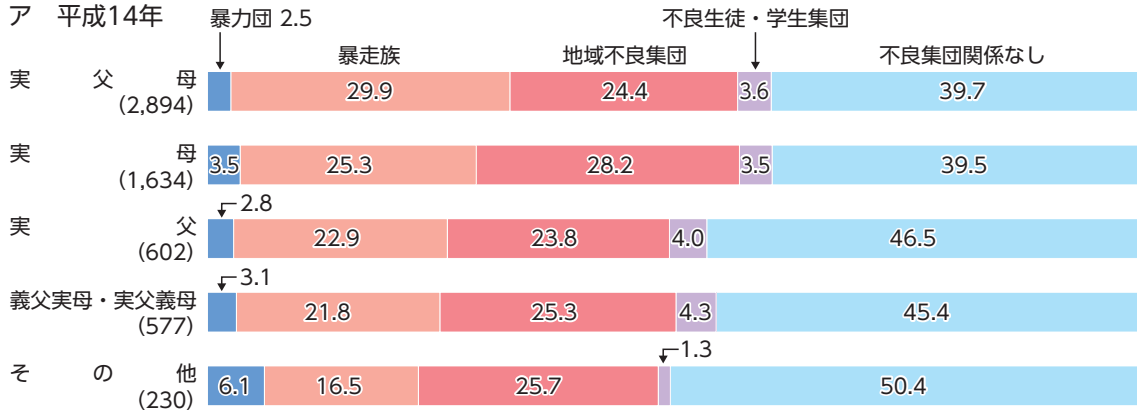
経済状況別に見ると、令和3年は、全ての経済状況の中で、「富裕」については、「暴力団」（8.2％）及び「暴走族」（8.2％）の構成比が最も高く、「地域不良集団」（24.6％）の構成比が最も低かった。平成14年及び24年も、令和3年と同様に、全ての経済状況の中で、「富裕」については、「地域不良集団」の構成比が最も低かった。

2-1-2-5図

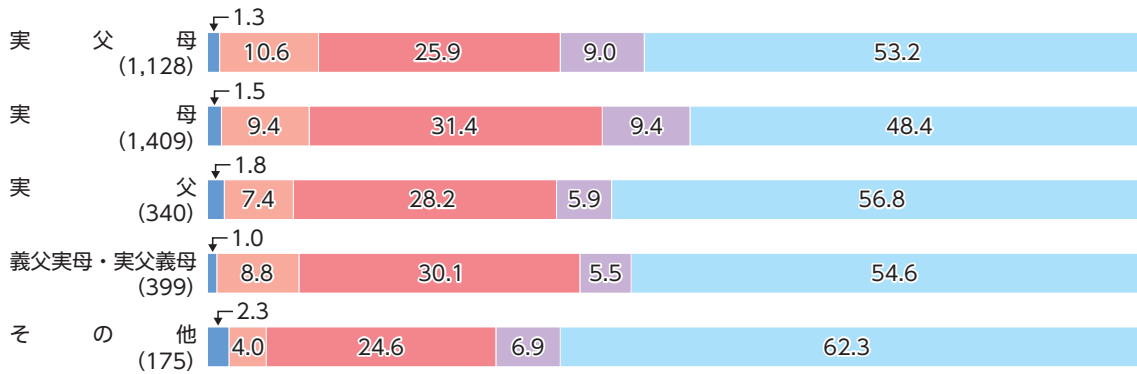
少年院在院者 不良集団関係別構成比

① 保護者状況別

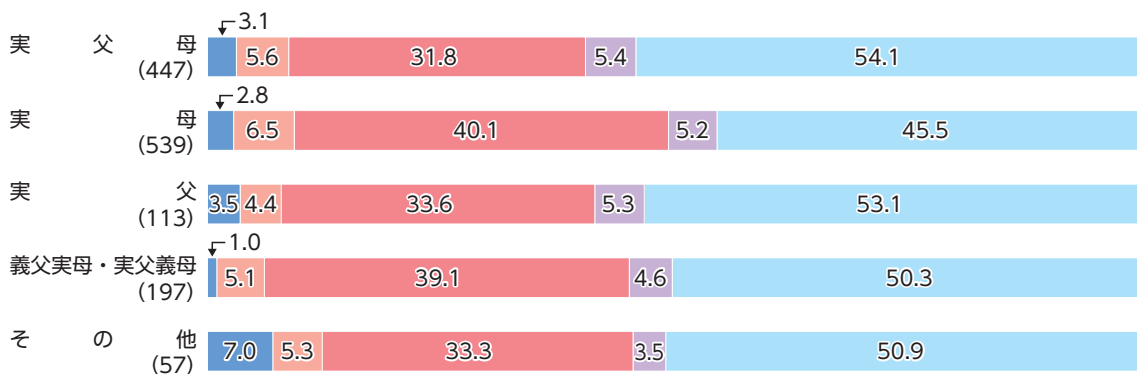
(平成14年・24年・令和3年)



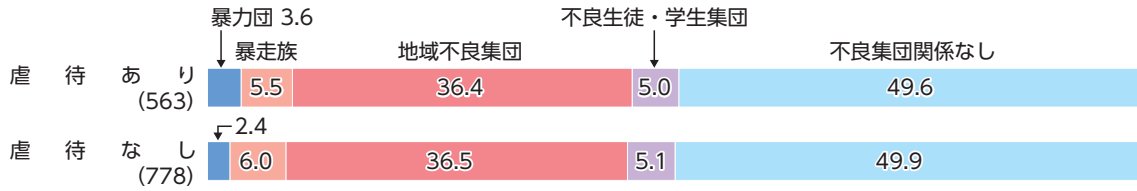
イ 平成24年



ウ 令和3年

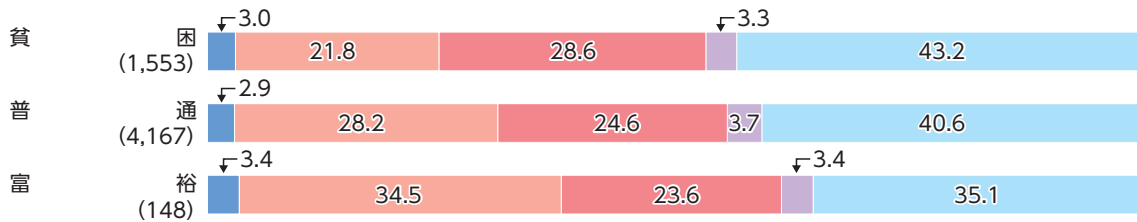


② 被虐待経験別 (令和3年)

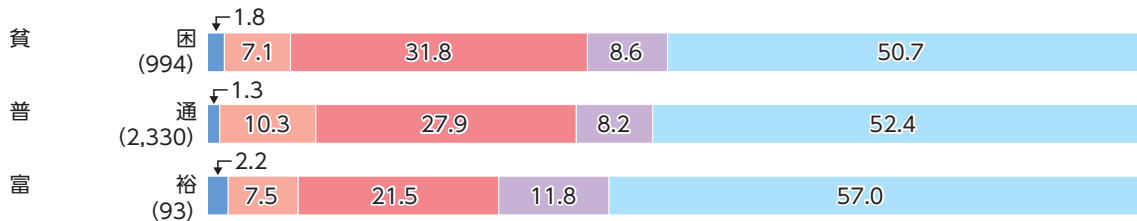


③ 経済状況別 (平成14年・24年・令和3年)

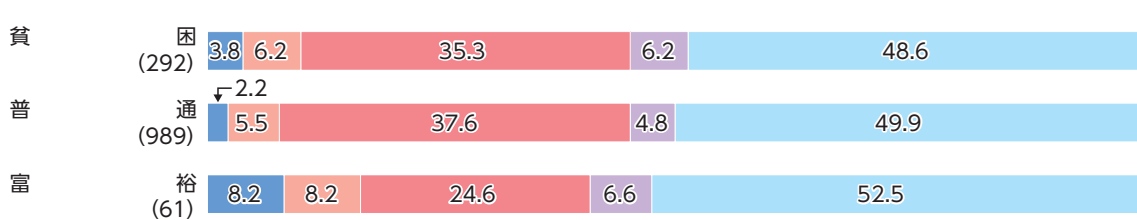
ア 平成14年



イ 平成24年



ウ 令和3年



注 1 法務省大臣官房司法法制部の資料による。
 2 不良集団関係は非行時により、不詳の者を除く。
 3 2-1-2-1図の脚注4ないし8に同じ。

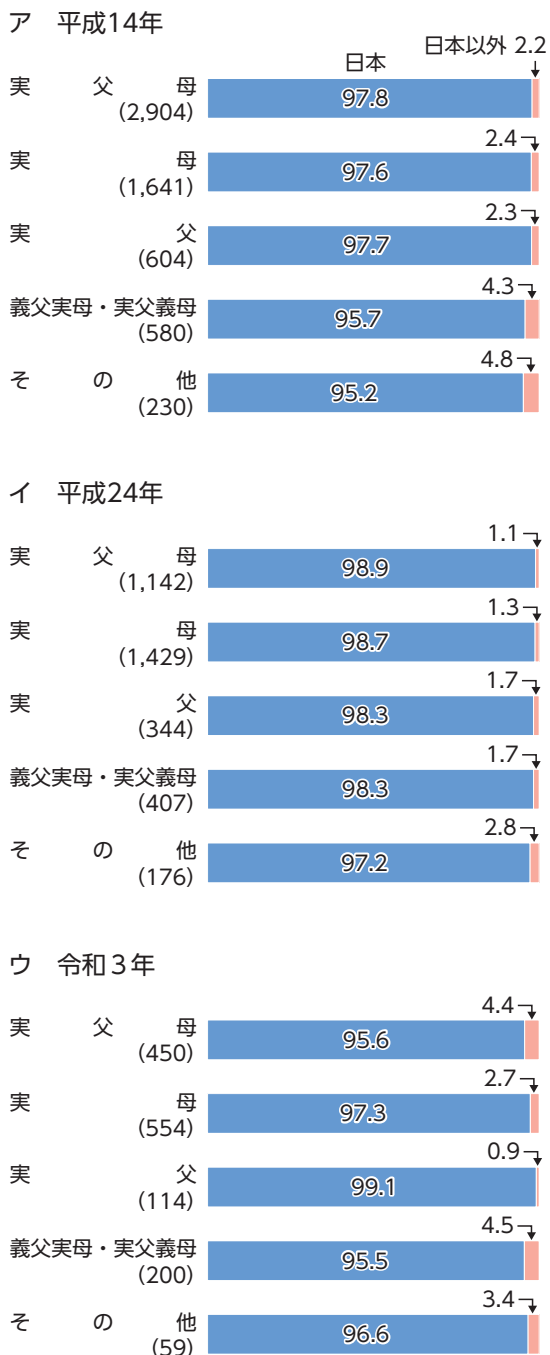
(6) 国籍

2-1-2-6図は、少年院在院者の国籍別構成比を見たものである（総数の推移については、各年の矯正統計年報を参照。）。保護者状況別及び被虐待経験別では、構成比の差は小さく、顕著な傾向等は見られなかった。

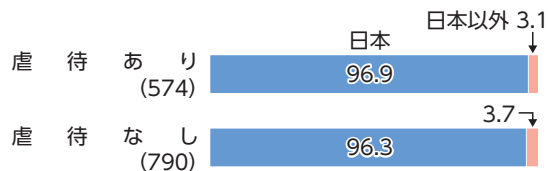
経済状況別に見ると、令和3年は、経済状況が厳しくなるほど、「日本以外」の構成比が高くなっており、平成14年及び24年も、おおむね同様の傾向が見られた。

2-1-2-6図 少年院在院者 国籍別構成比

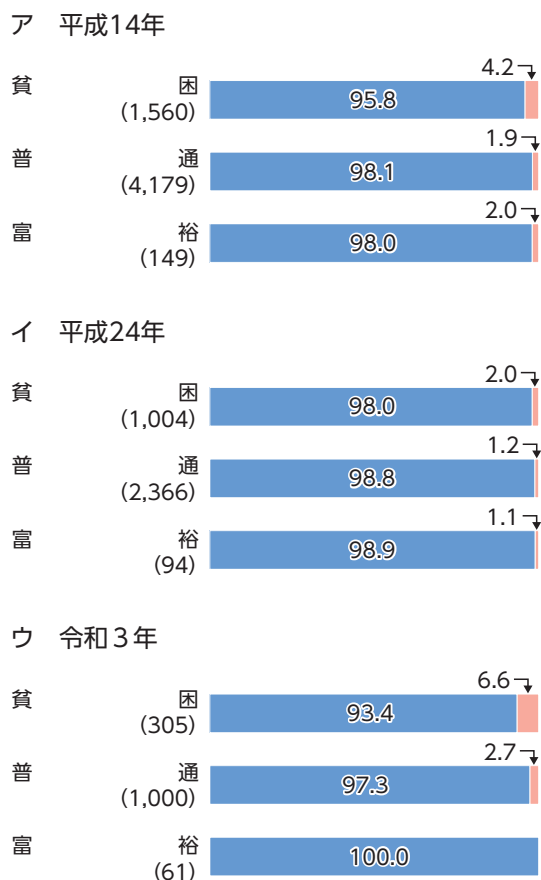
① 保護者状況別 (平成14年・24年・令和3年)



② 被虐待経験別 (令和3年)



③ 経済状況別 (平成14年・24年・令和3年)



注 1 法務省大臣官房司法法制部の資料による。
 2 2-1-2-1図の脚注4ないし8に同じ。

(7) 精神状況

2-1-2-7図は、少年院在院者の精神状況別構成比を見たものである（総数の推移については、各年の矯正統計年報を参照。）。なお、「発達障害」の類型は、平成14年及び24年には、区分が設けられていなかったことに留意を要する。保護者状況別に見ると、令和3年は、全ての保護者状況の中で、「その他」については、「精神障害なし」（59.3%）の構成比が最も低く、「発達障害」（23.7%）及び「その他の精神障害」（10.2%）の構成比が最も高かった。平成24年も、「精神障害なし」については、「その他」の構成比が最も低かったが、14年では、同様の傾向が見られなかった。

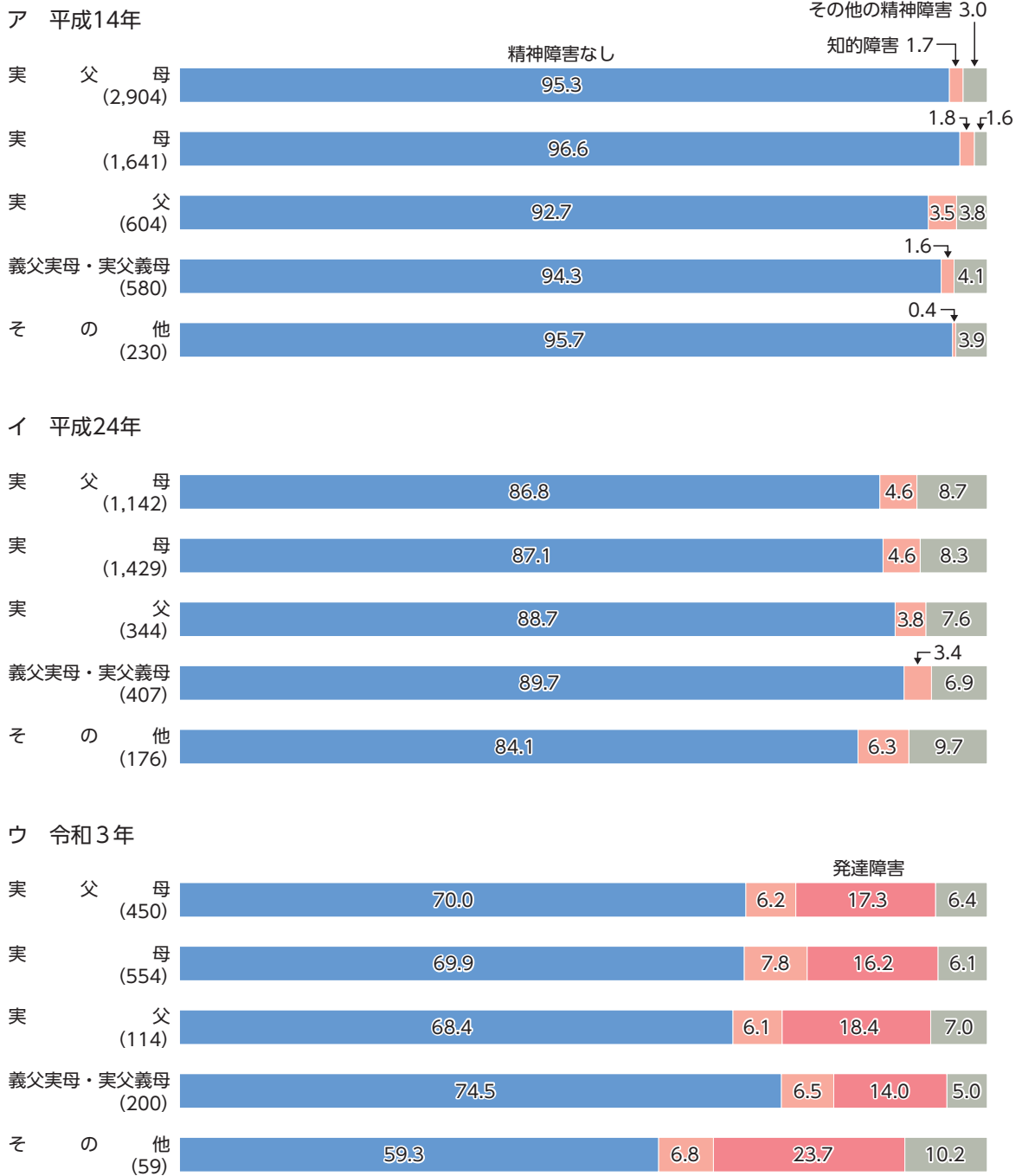
被虐待経験別に見ると、「精神障害なし」の構成比は、「虐待あり」（62.9%）が「虐待なし」（75.3%）と比べて、約12ポイント低く、「発達障害」の構成比は、「虐待あり」（21.3%）が「虐待なし」（13.4%）と比べて、約8ポイント高かった。

経済状況別に見ると、令和3年は、経済状況が厳しくなるほど、「知的障害」及び「発達障害」の構成比が高くなっている一方、「精神障害なし」の構成比が低くなっていた。平成14年及び24年も、令和3年と同様に、「知的障害」の構成比は、経済状況が厳しくなるほど高くなっていた。

2-1-2-7図 少年院在院者 精神状況別構成比

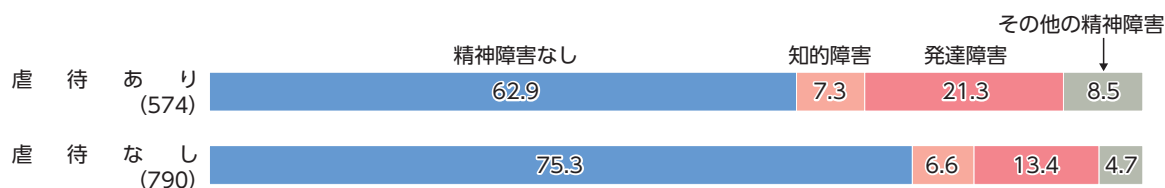
① 保護者状況別

(平成14年・24年・令和3年)



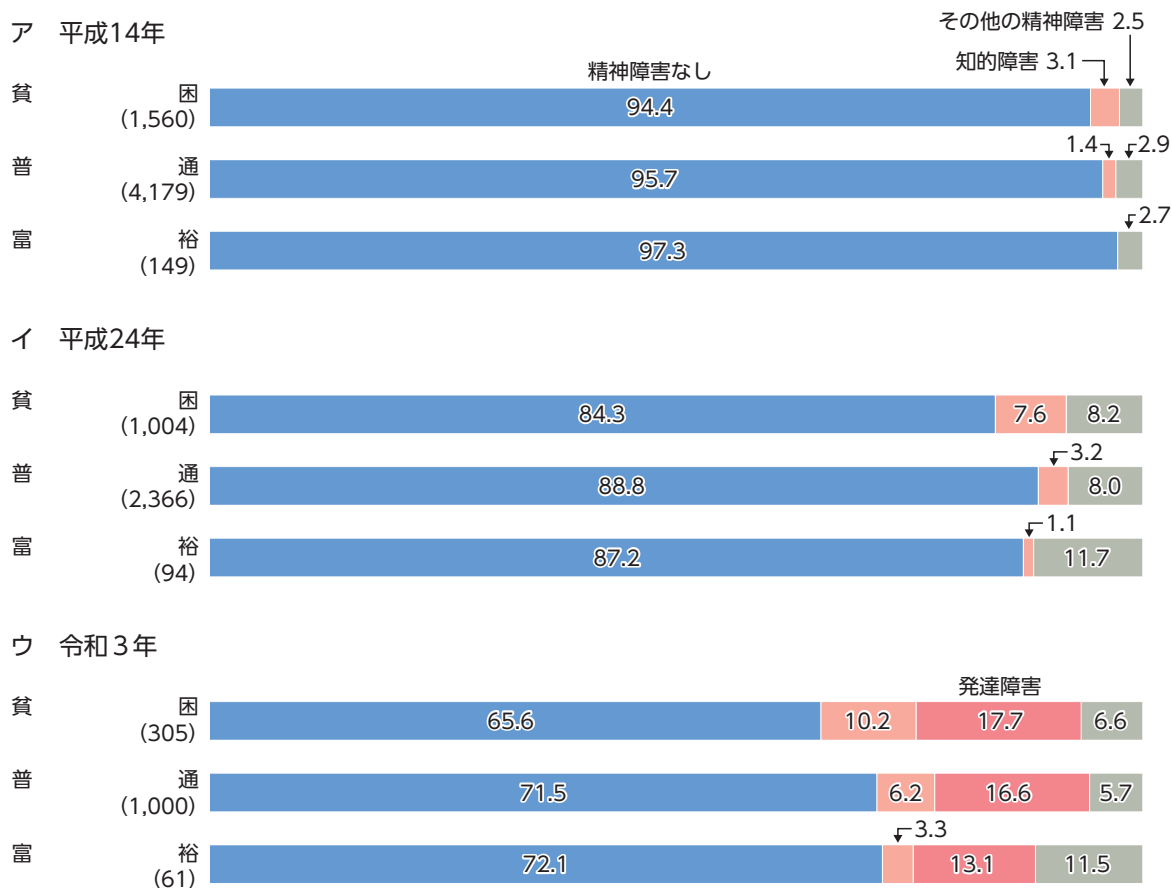
② 被虐待経験別

(令和3年)



③ 経済状況別

(平成14年・24年・令和3年)



注 1 法務省大臣官房司法法制部の資料による。
 2 精神障害を有する者は、矯正施設等において、知的障害、発達障害及びその他の精神障害を有すると診断された者（疑いを含む。）をいい、「その他の精神障害」は、人格障害、神経症性障害等である。
 3 精神状況が不詳の者を除く。
 4 2-1-2-1図の注4ないし8に同じ。

3 考察

(1) 家庭環境についての全体的な傾向

保護者状況を見ると、「実父母」の構成比が低下傾向にあり、「実母」の構成比が上昇傾向にある。厚生労働省の「国民生活基礎調査」(2021)によると、令和3年における児童(18歳未満の未婚の者をいう。)のいる世帯に占める一人親と未婚の子のみの世帯の構成比は、6.4%であるのに対し、令和3年における少年院在院者の「実母」及び「実父」を合わせた構成比は、半数近くを占めている。少年院在院者には18歳以上の者も含まれるため、単純に比較することはできないものの、少年院在院者は、一人親世帯である者の構成比が相当に高い可能性がある。被虐待経験のある者の構成比は、上昇し続けており、経済状況は、近年は「貧困」の構成比が低下傾向にある。なお、被虐待経験及び経済状況についての詳細な考察は、第3章で行う。

保護者状況及び被虐待経験について、経済状況との関連を見ると、経済状況が「貧困」の保護者状況は、「実母」及び「実父」の構成比の合計が「実父母」より高く、約70%となっている。一方、「普通」、「富裕」になるほど、その構成比の合計が低くなっている。被虐待経験については、いずれの経済状況においても「虐待なし」の構成比が最も高いが、「貧困」の被虐待経験については、「身体的虐待」及び「ネグレクト」の構成比が高い。「虐待なし」の構成比は、「貧困」が最も低く、次いで、「普通」、「富裕」の順であった。

(2) 家庭環境から見た少年院在院者の状況についての主な傾向

就労・就学状況を見ると、令和3年における「学生・生徒」の構成比は、「実父母」が最も高い。また、経済状況が厳しくなるにつれて、「学生・生徒」の構成比が低くなっていた。

教育程度を見ると、「実父母」が保護者である少年は、「中学在学」及び「中学卒業」の構成比が最も低く、「高校在学」及び「高校卒業・その他」の構成比が最も高かった。いずれの経済状況についても、「高校中退」の構成比が最も高く、経済状況が厳しくなるにつれて、「高校中退」及び「中学卒業」の構成比がいずれも高くなっている一方、「高校卒業・その他」の構成比が低くなっていた。

精神状況を見ると、被虐待経験がある者は、ない者よりも精神障害を有する傾向がある。

第2節 保護観察処分少年

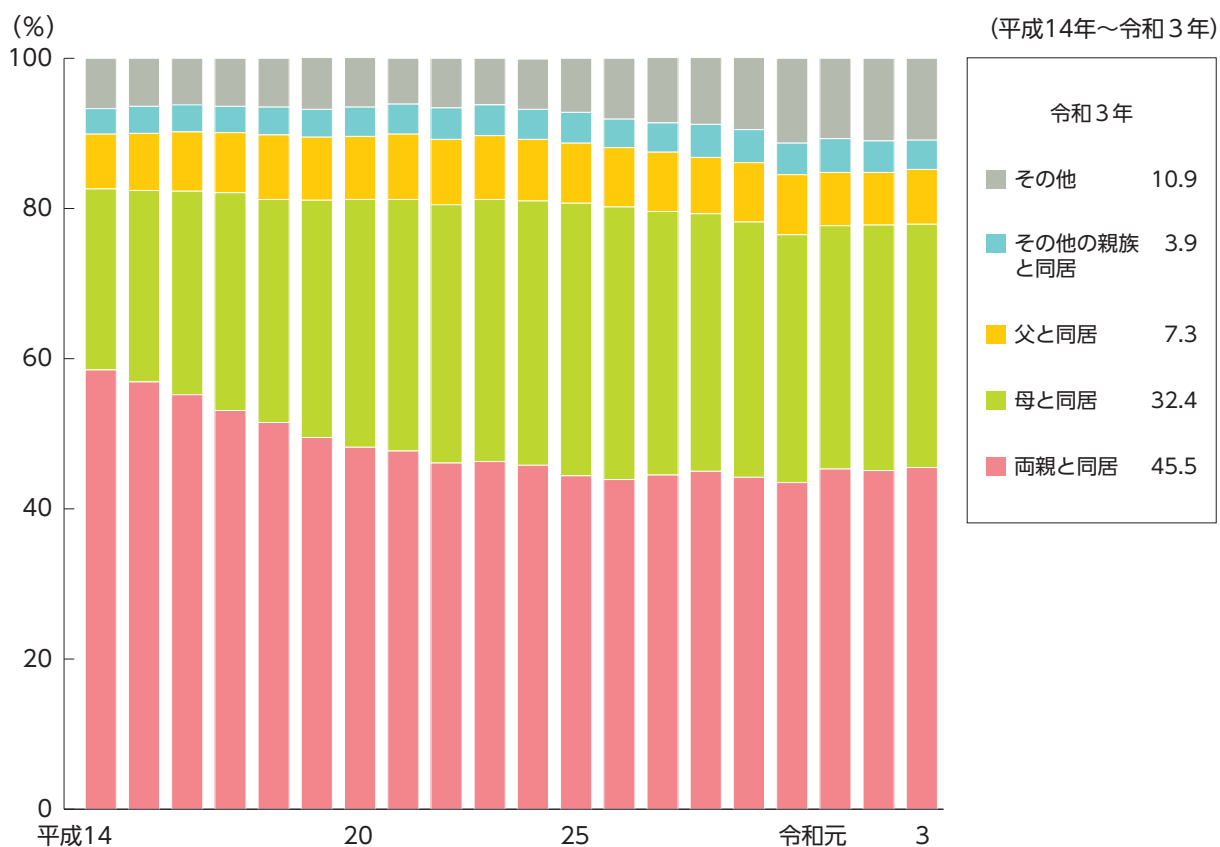
1 家庭環境

本項では、保護観察処分少年について、居住状況、経済状況及び居住状況と経済状況の関連を見ていくこととする。

(1) 居住状況

2-2-1-1図は、居住状況別構成比の推移（最近20年間）を見たものである。「両親と同居」の構成比が低下傾向にある一方、「母と同居」の構成比が上昇傾向にある。

2-2-1-1図 保護観察処分少年 居住状況別構成比の推移

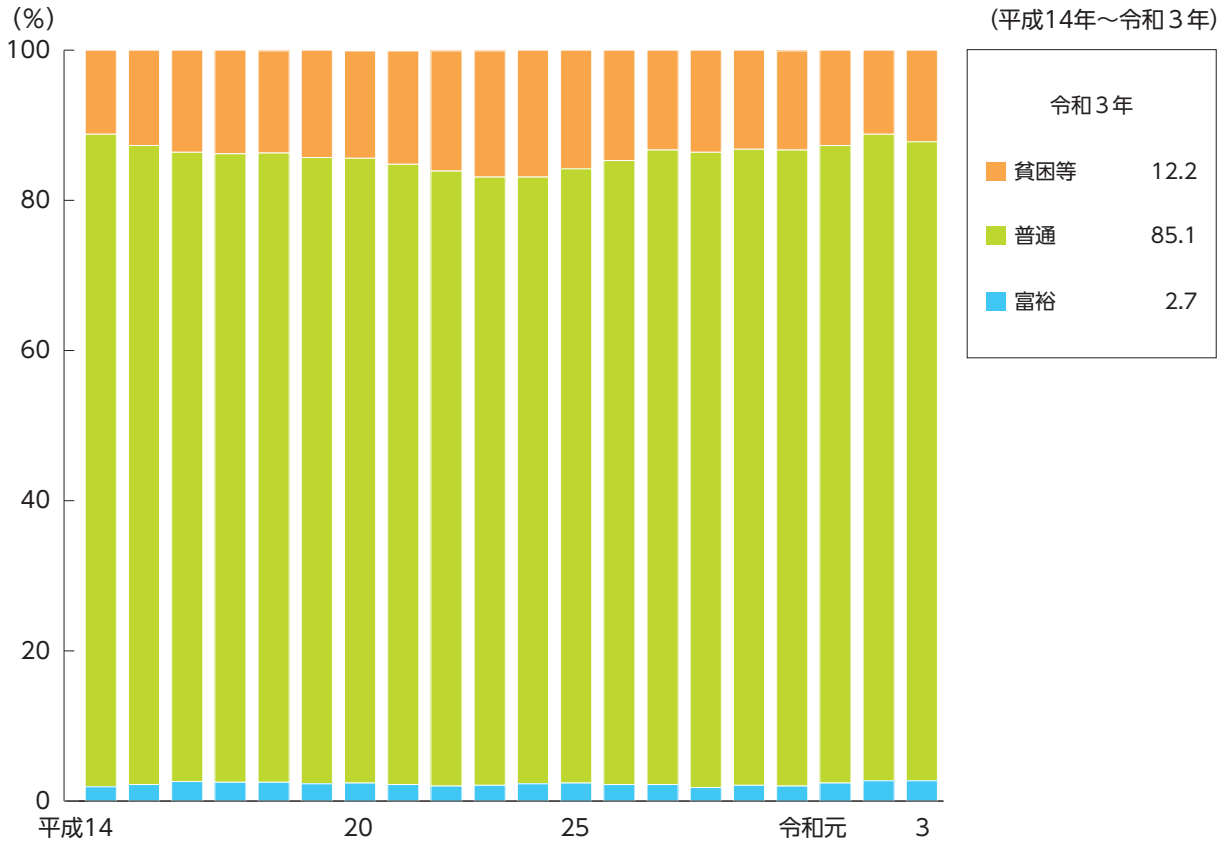


- 注 1 法務省大臣官房司法法制部の資料による。
 2 交通短期保護観察の対象者を除く。
 3 居住状況は保護観察開始時により、不詳の者を除く。
 4 「その他の親族と同居」は、配偶者（内縁関係にある者を含む。以下同じ。）と同居を含まない。
 5 「その他」は、配偶者と同居、雇住宅、更生保護施設等である。

(2) 経済状況

2-2-1-2図は、経済状況別構成比の推移（最近20年間）を見たものである。「普通」が最も構成比が高く、次いで、「貧困等」、「富裕」の順となっており、この順位に変動はない。「貧困等」の構成比は、平成14年以降、11～17%の間で推移している。

2-2-1-2図 保護観察処分少年 経済状況別構成比の推移



注 1 法務省大臣官房司法法制部の資料による。
 2 交通短期保護観察の対象者を除く。
 3 経済状況は保護観察開始時により、不詳の者を除く。
 4 平成28年以降の「貧困等」は、生活保護受給者を含む。

(3) 居住状況と経済状況の関連

2-2-1-3表は、令和3年における居住状況別構成比について、経済状況別に見たものである。「その他」を除いて、「貧困等」については、居住状況が「母と同居」の構成比が最も高く(55.6%)、次いで、「両親と同居」(16.6%)、「父と同居」(4.7%)、「その他の親族と同居」(4.6%)の順であった。一方、「富裕」及び「普通」については、「両親と同居」の構成比(それぞれ68.8%、49.0%)が最も高く、次いで、「母と同居」(それぞれ16.5%、29.7%)、「父と同居」(それぞれ6.8%、7.7%)、「その他の親族と同居」(それぞれ2.3%、3.8%)の順であった。

2-2-1-3表

保護観察処分少年 居住状況と経済状況の関連

(令和3年)

| 経済状況 | 総数 | 両親と同居 | 母と同居 | 父と同居 | その他の親族と同居 | その他 |
|------|---------------|--------------|--------------|-----------|-----------|------------|
| 貧困等 | 791 (100.0) | 131 (16.6) | 440 (55.6) | 37 (4.7) | 36 (4.6) | 147 (18.6) |
| 普通 | 5,517 (100.0) | 2,705 (49.0) | 1,636 (29.7) | 426 (7.7) | 212 (3.8) | 538 (9.8) |
| 富裕 | 176 (100.0) | 121 (68.8) | 29 (16.5) | 12 (6.8) | 4 (2.3) | 10 (5.7) |

- 注 1 法務省大臣官房司法法制部の資料による。
 2 交通短期保護観察の対象者を除く。
 3 経済状況及び居住状況は保護観察開始時により、不詳の者を除く。
 4 「貧困等」は、生活保護受給者を含む。
 5 「その他親族と同居」は、配偶者(内縁関係にある者を含む。以下同じ。)と同居を含まない。
 6 「その他」は、配偶者と同居、雇住宅、更生保護施設等である。
 7 ()内は、構成比である。

2 家庭環境から見た少年の状況

本項では、家庭環境から見た保護観察処分少年の状況として、(1)から(7)においては、平成14年、24年及び令和3年に保護観察を開始した保護観察処分少年について、保護観察開始時の居住状況別及び経済状況別に見ていき、(8)から(11)においては、同年に保護観察を終了した保護観察処分少年について、保護観察終了時における居住状況のデータがないことから、保護観察終了時の経済状況別のみで見えていくこととする。主として、同年に特徴的と見られる傾向について取り上げる。なお、居住状況別に関し、「その他」については、「単身」、「配偶者と同居」、「雇住宅」、「更生保護施設」、「更生保護施設以外の委託先」等の状況が異なるものを含んでいることから、この項においては、「その他」を除外して分析する。

(1) 非行名

2-2-2-1図は、保護観察処分少年の非行名別構成比を見たものである(総数の推移については、各年の犯罪白書を参照)。居住状況別に見ると、令和3年は、いずれの居住状況についても、「その他」を除く非行名の中で、「窃盗」の構成比が最も高かったが、その中でも、「両親と同居」(21.6%)が最も低かった。「傷害・暴行」の構成比は、「その他の親族と同居」(19.4%)が最も高かった一方、「過失運転致死傷等」の構成比は、「その他の親族と同居」(3.2%)が最も低かった。

経済状況別に見ると、令和3年は、いずれの経済状況においても、「その他」を除く非行名の中で、「窃盗」の構成比が最も高かったが、その中でも、「富裕」(14.8%)が最も低く、次いで、「普通」(22.1%)、「貧困等」(35.5%)の順であった。「道路交通法違反」及び「過失運転致死傷等」の構成比は、「普通」(それぞれ18.9%、7.9%)が最も高かった。「強制性交等・強制わいせつ」の構成比は、「富裕」(5.1%)が最も高かった。

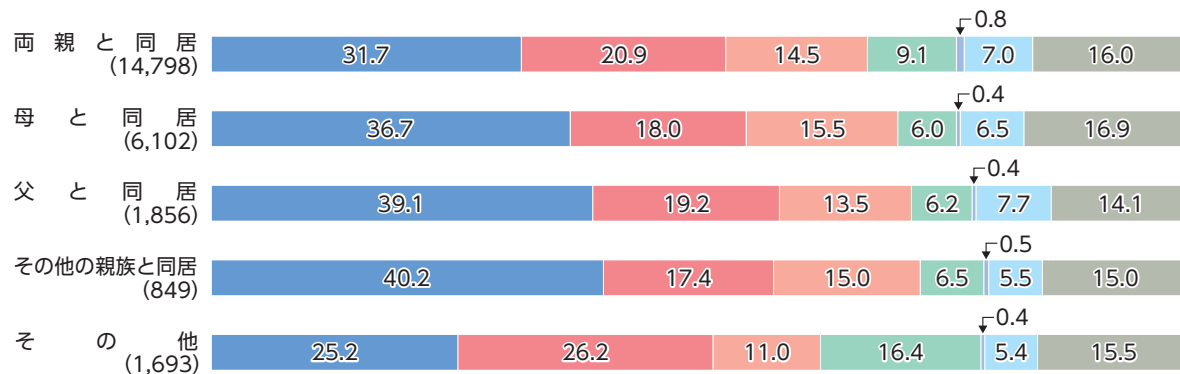
2-2-2-1 図

保護観察処分少年 非行名別構成比(保護観察開始時)

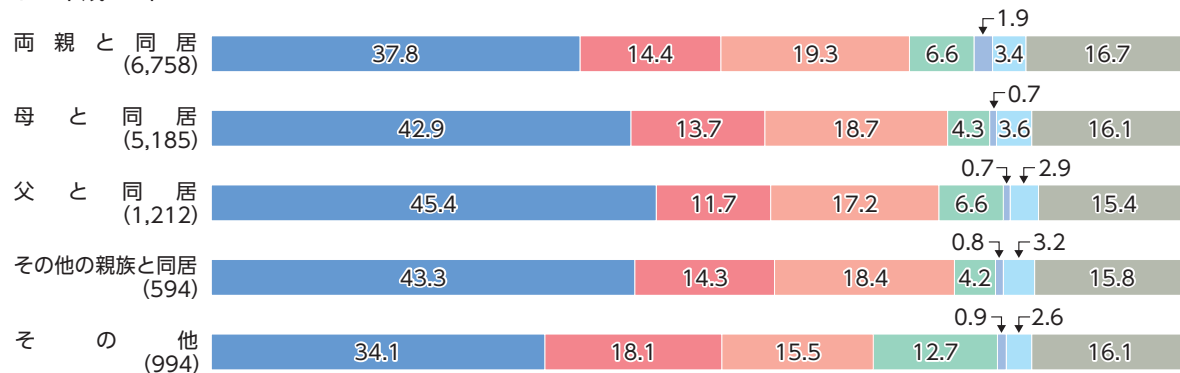
① 居住状況別

(平成14年・24年・令和3年)

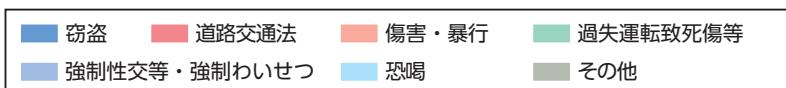
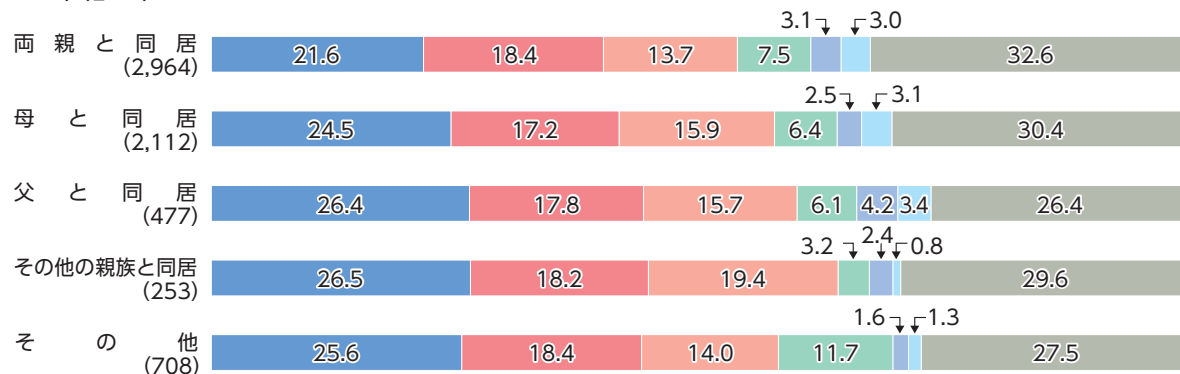
ア 平成14年



イ 平成24年



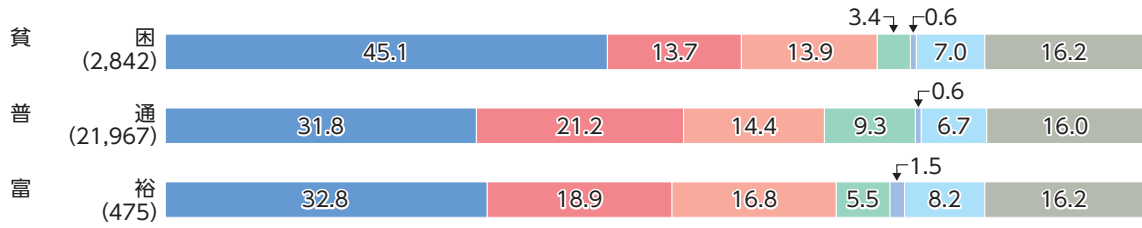
ウ 令和3年



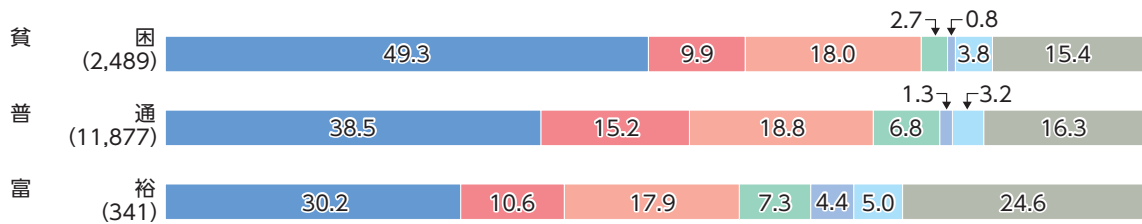
② 経済状況別

(平成14年・24年・令和3年)

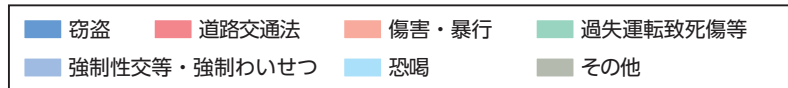
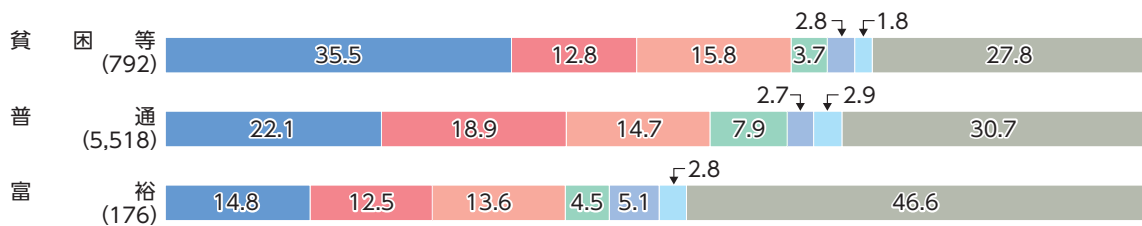
ア 平成14年



イ 平成24年



ウ 令和3年



- 注 1 法務省大臣官房司法法制部の資料による。
 2 交通短期保護観察の対象者を除く。
 3 「強制性交等」は、平成29年法律第72号による刑法改正前の強姦を含む。
 4 ①において、居住状況は保護観察開始時により、不詳の者を除く。
 5 ①において、居住状況の「その他」は、単身、配偶者と同居、雇住宅、更生保護施設等である。
 6 ②において、経済状況は保護観察開始時により、不詳の者を除く。また、令和3年における「貧困等」は、生活保護受給者を含む。
 7 ()内は、実人員である。

(2) 保護処分歴

2-2-2-2図は、保護観察処分少年の保護処分歴別構成比を見たものである（総数の推移については、各年の犯罪白書を参照。）。居住状況別に見ると、令和3年は、いずれの居住状況についても、「保護処分歴なし」の構成比が最も高かったが、その中でも、「両親と同居」（85.0%）が最も高く、「その他の親族と同居」（76.3%）が最も低かった。「少年院送致」、「保護観察」及び「児童自立支援施設等送致」の構成比は、「両親と同居」（それぞれ1.6%、12.9%、0.5%）が最も低かった。平成14年及び24年も同様であった。

経済状況別に見ると、令和3年は、いずれの経済状況についても、「保護処分歴なし」の構成比が最も高かったが、その中でも、「貧困等」（80.4%）が低く、「少年院送致」及び「児童自立支援施設等送致」の構成比は、「貧困等」（それぞれ3.3%、2.1%）が高かった。平成14年及び24年も同様であった。

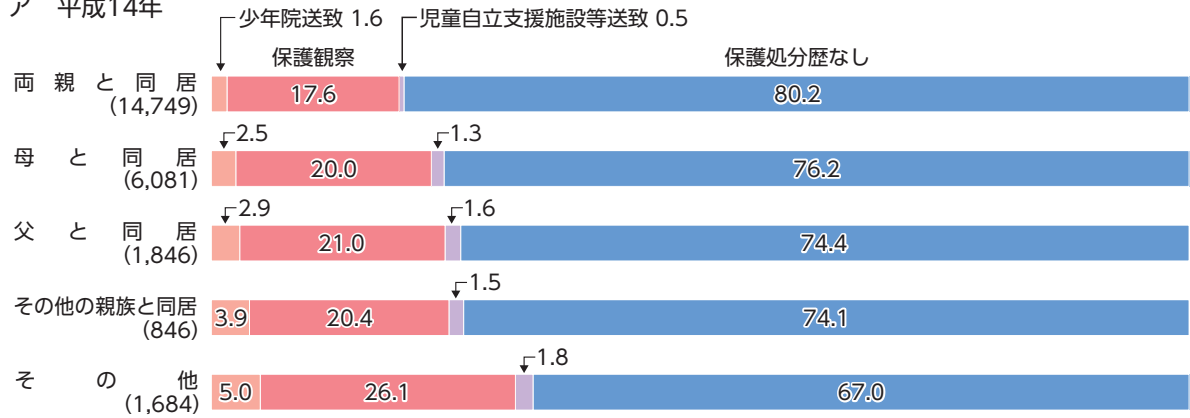
2-2-2-2図

保護観察処分少年 保護処分歴別構成比(保護観察開始時)

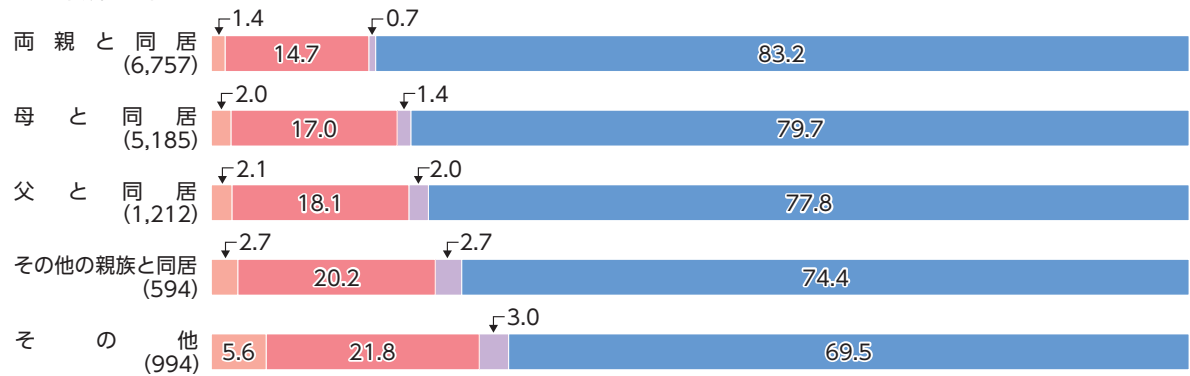
① 居住状況別

(平成14年・24年・令和3年)

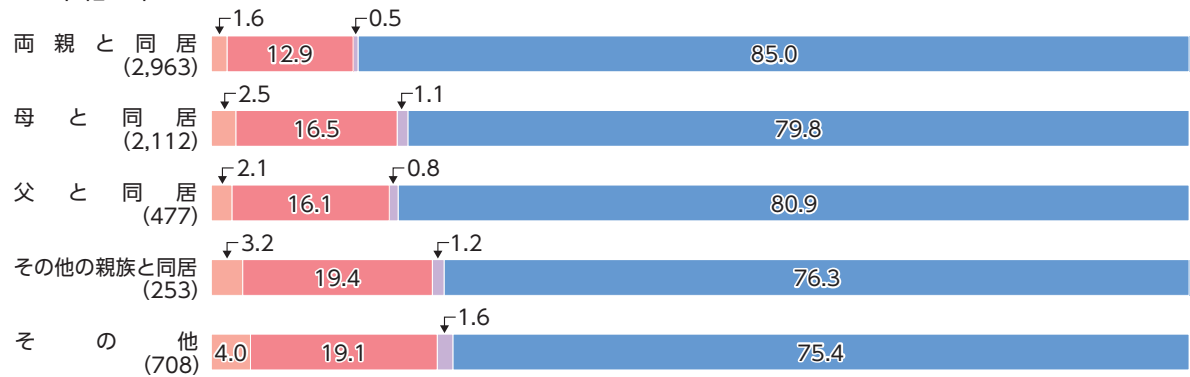
ア 平成14年



イ 平成24年



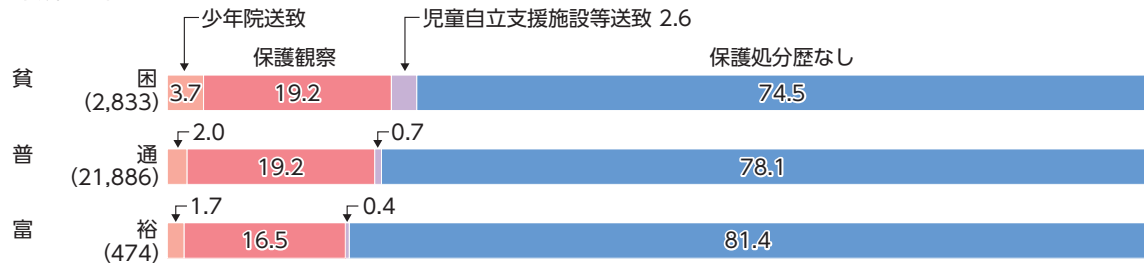
ウ 令和3年



② 経済状況別

(平成14年・24年・令和3年)

ア 平成14年



イ 平成24年



ウ 令和3年



- 注 1 法務省大臣官房司法法制部の資料による。
 2 交通短期保護観察の対象者を除く。
 3 保護処分歴が不詳の者を除く。
 4 「児童自立支援施設等送致」は、児童自立支援施設・児童養護施設送致である。
 5 複数の保護処分歴を有する場合、少年院送致歴がある者は「少年院送致」に、それ以外の者のうち保護観察歴がある者は「保護観察」に、児童自立支援施設等送致歴のみがある者は「児童自立支援施設等送致」に計上している。
 6 2-2-2-1図の注4ないし7に同じ。

(3) 就労・就学状況

2-2-2-3図は、保護観察処分少年の就労・就学状況別構成比を見たものである（総数の推移については、各年の犯罪白書を参照。）。居住状況別に見ると、令和3年は、いずれの居住状況についても、「有職」の構成比が最も高かった。「有職」及び「無職」の構成比は、「その他の親族と同居」（それぞれ59.7%、17.4%）が最も高かった一方、「学生・生徒」の構成比は、「両親と同居」（42.0%）が最も高く、「その他の親族と同居」（21.7%）が最も低かった。これらについては、平成14年及び24年も、おおむね同様の傾向が見られた。なお、両年と比較すると、令和3年は、いずれの居住状況についても、全体的に「無職」の構成比が低下した。

経済状況別に見ると、令和3年は、「貧困等」及び「普通」については、「有職」の構成比（それぞれ45.2%、51.9%）が最も高く、次いで、「学生・生徒」（それぞれ31.5%、35.0%）、「無職」（それぞれ22.5%、12.3%）の順であった。一方、「富裕」については、「学生・生徒」の構成比（55.7%）が最も高く、次いで、「有職」（28.4%）、「無職」（15.9%）の順であった。「無職」の構成比は、「貧困等」が最も高いほか、「学生・生徒」の構成比は、「富裕」が最も高く、経済状況が厳しくなるにつれて低くなっているところ、平成14年及び24年も同様であった。

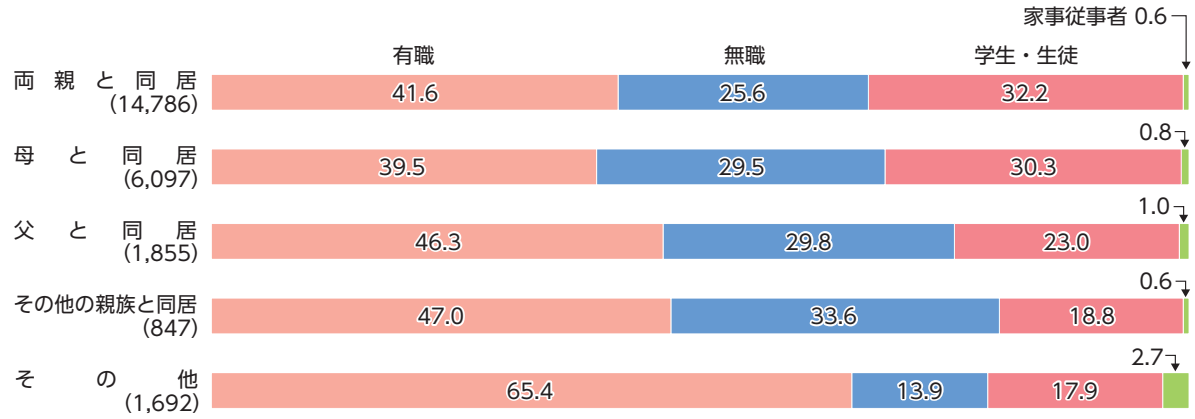
2-2-2-3図

保護観察処分少年 就労・就学状況別構成比(保護観察開始時)

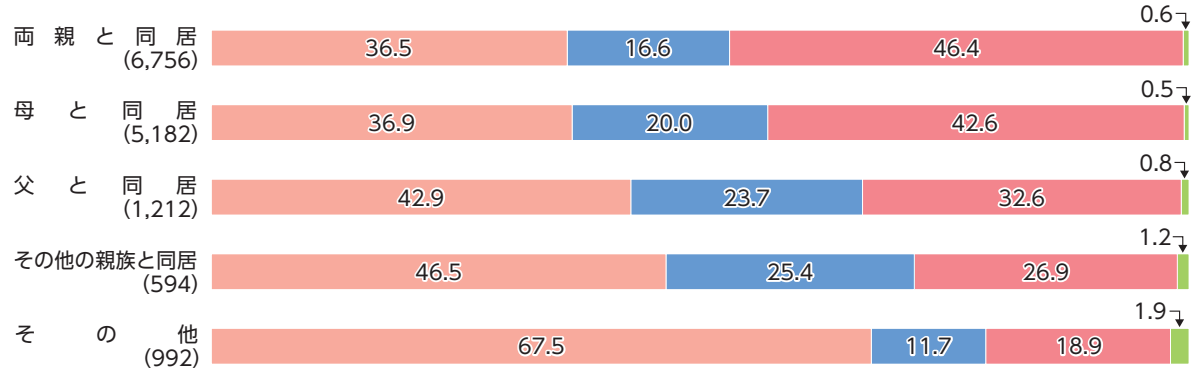
① 居住状況別

(平成14年・24年・令和3年)

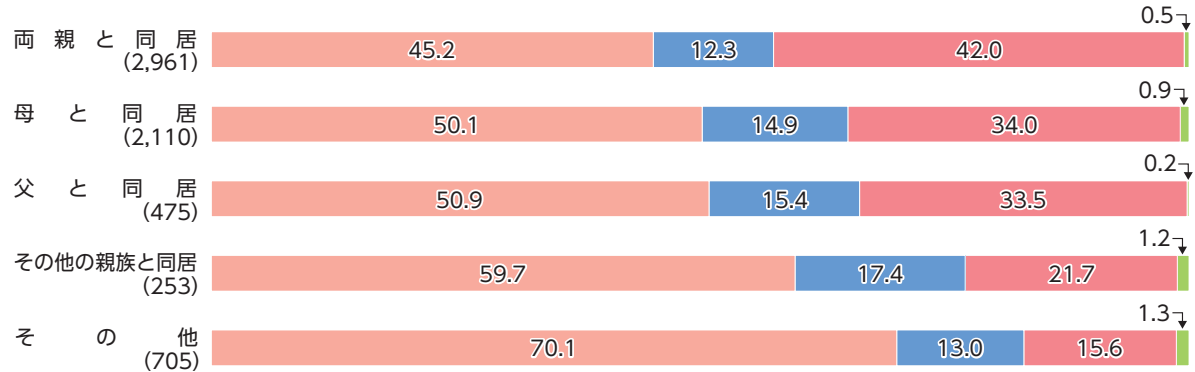
ア 平成14年



イ 平成24年



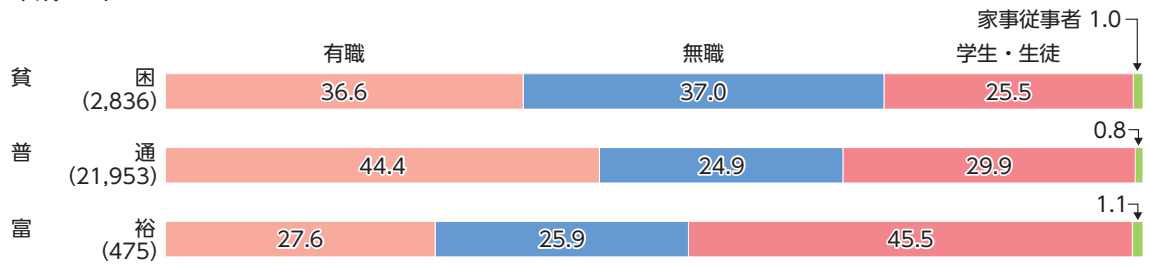
ウ 令和3年



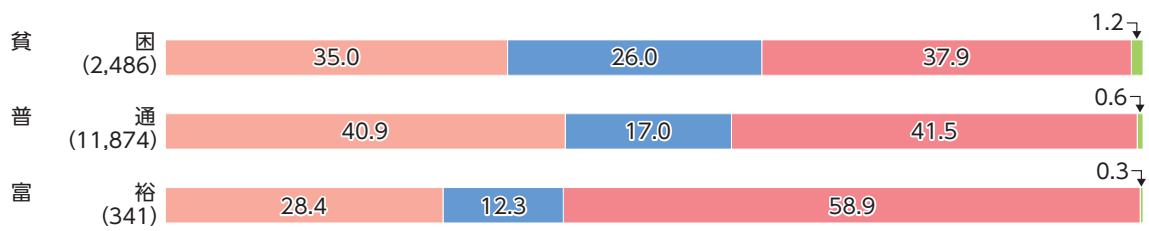
② 経済状況別

(平成14年・24年・令和3年)

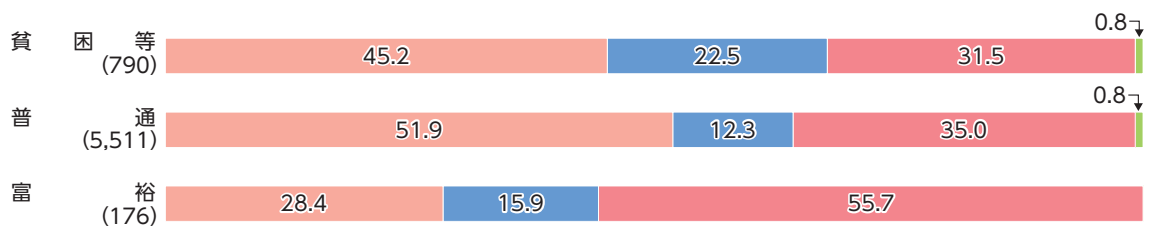
ア 平成14年



イ 平成24年



ウ 令和3年



- 注 1 法務省大臣官房司法法制部の資料による。
 2 交通短期保護観察の対象者を除く。
 3 就労・就学状況は保護観察開始時により、不詳の者を除く。
 4 2-2-2-1図の注4ないし7に同じ。

(4) 教育程度

2-2-2-4図は、保護観察処分少年の教育程度別構成比を見たものである（総数の推移については、各年の保護統計年報を参照）。居住状況別に見ると、令和3年は、「高校卒業等」（高校卒業、大学在学及び大学中退をいう。以下同じ。）及び「高校在学」の構成比について、「両親と同居」（それぞれ27.4%、31.8%）が最も高かった。「高校中退」の構成比は、「その他の親族と同居」（39.1%）が最も高く、「両親と同居」（25.4%）が最も低かった。平成14年及び24年と比較すると、令和3年は、全体的に「高校卒業等」の構成比が上昇し、「中学卒業」の構成比が低下した。

経済状況別に見ると、令和3年は、「高校卒業等」及び「高校在学」の構成比について、「富裕」（それぞれ31.4%、33.1%）が最も高く、次いで、「普通」（それぞれ24.7%、27.5%）、「貧困等」（それぞれ13.2%、25.2%）の順であった。一方、「高校中退」及び「中学卒業」の構成比は、「貧困等」（それぞれ34.8%、16.7%）が最も高く、次いで、「普通」（それぞれ31.0%、11.2%）、「富裕」（それぞれ18.3%、9.1%）の順であった。平成14年及び24年と比較すると、令和3年は、いずれの経済状況についても、全体的に「高校卒業等」の構成比が上昇した。「貧困等」は、「中学卒業」の構成比が低下し、「高校在学」及び「高校中退」の構成比が上昇した。

ただし、保護観察処分少年の教育程度については、あくまでも保護観察を開始した時点での在籍学校又は最終学歴を示しており、保護観察処分に付された際の年齢に大きく左右されることや、保護観察中又は保護観察終了後に、更に上の学校に進学する場合もあり得ることに留意する必要がある。

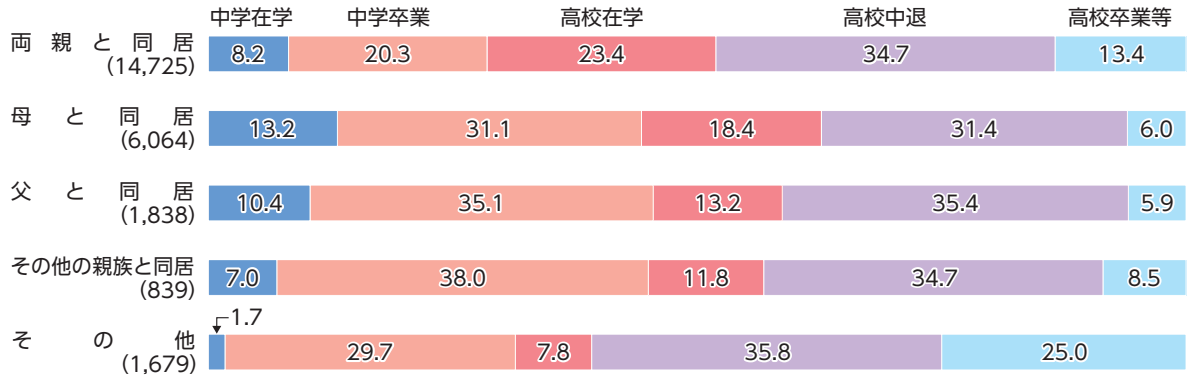
2-2-2-4図

保護観察処分少年 教育程度別構成比(保護観察開始時)

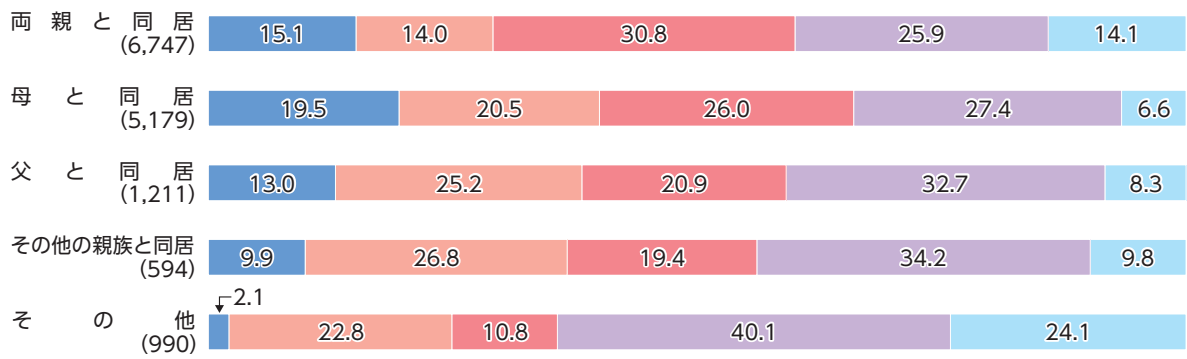
① 居住状況別

(平成14年・24年・令和3年)

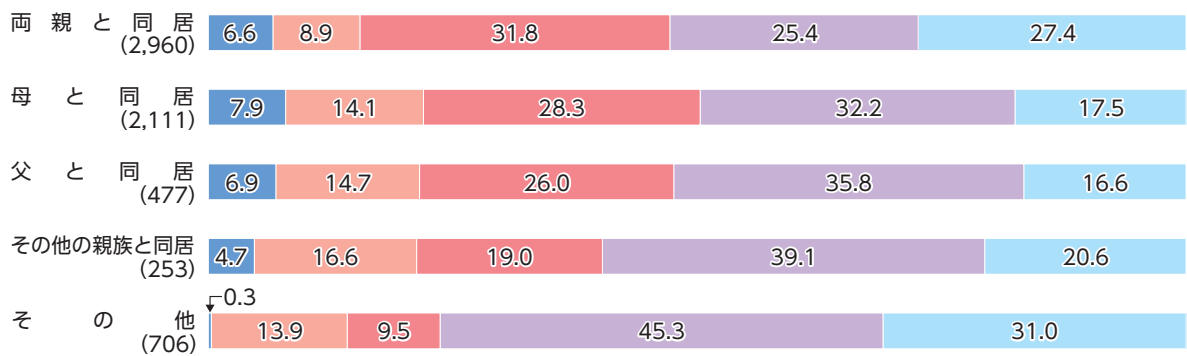
ア 平成14年



イ 平成24年



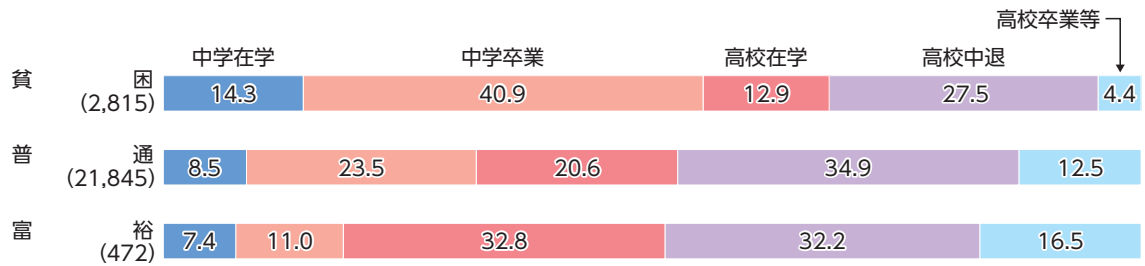
ウ 令和3年



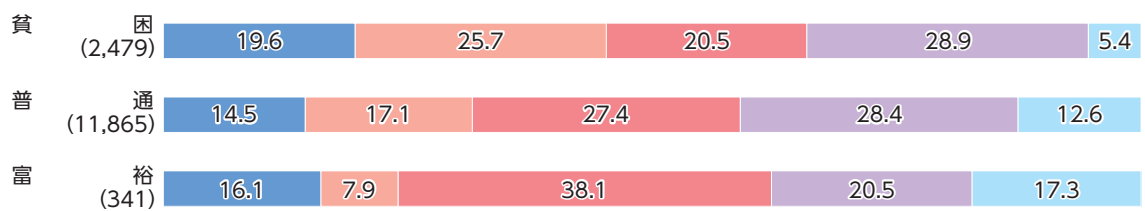
② 経済状況別

(平成14年・24年・令和3年)

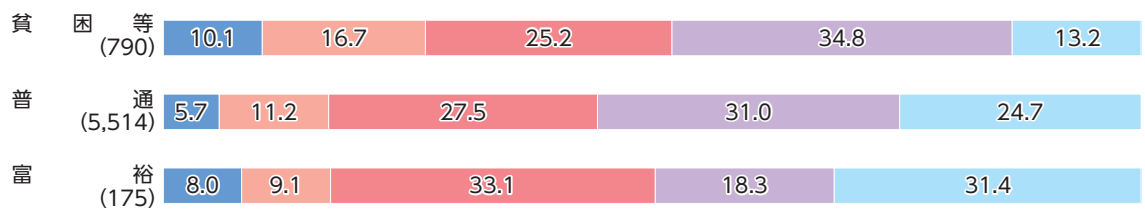
ア 平成14年



イ 平成24年



ウ 令和3年



- 注 1 法務省大臣官房司法法制部の資料による。
 2 交通短期保護観察の対象者を除く。
 3 教育程度は、保護観察開始時における最終学歴又は就学状況である。
 4 教育程度が不詳の者、不就学等を除く。
 5 「高校卒業等」は、大学在学及び大学中退を含む。
 6 2-2-2-1図の注4ないし7に同じ。

(5) 不良集団関係

2-2-2-5図は、保護観察処分少年の不良集団関係別構成比を見たものである（総数の推移については、各年の保護統計年報を参照。）。居住状況別に見ると、令和3年は、「なし」の構成比について、「両親と同居」（80.1%）が最も高く、「母と同居」（75.5%）が最も低かった。一方、「地域不良集団」の構成比は、「その他の親族と同居」（17.0%）が最も高く、「両親と同居」（11.3%）が最も低かった。

経済状況別に見ると、令和3年は、「なし」の構成比について、「普通」（79.5%）が最も高く、「貧困等」（75.9%）が最も低かった。一方、「地域不良集団」の構成比は、「普通」（12.0%）が最も低く、「貧困等」（16.1%）が最も高かった。「暴走族」の構成比は、「富裕」（4.6%）が最も高く、「貧困等」（2.3%）が最も低かった。

なお、居住状況別及び経済状況別のいずれも、平成14年及び24年と比較すると、令和3年は、全体的に「なし」の構成比が上昇し、「暴走族」の構成比が低下した。

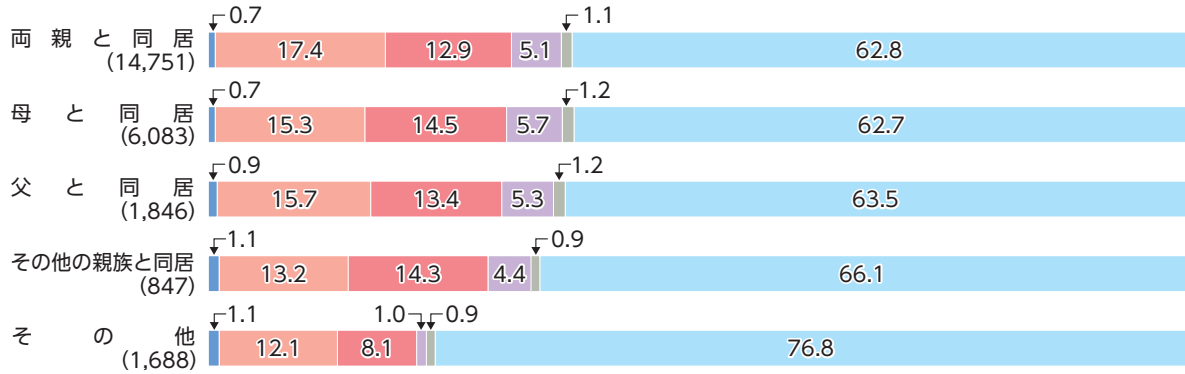
2-2-2-5図

保護観察処分少年 不良集団関係別構成比(保護観察開始時)

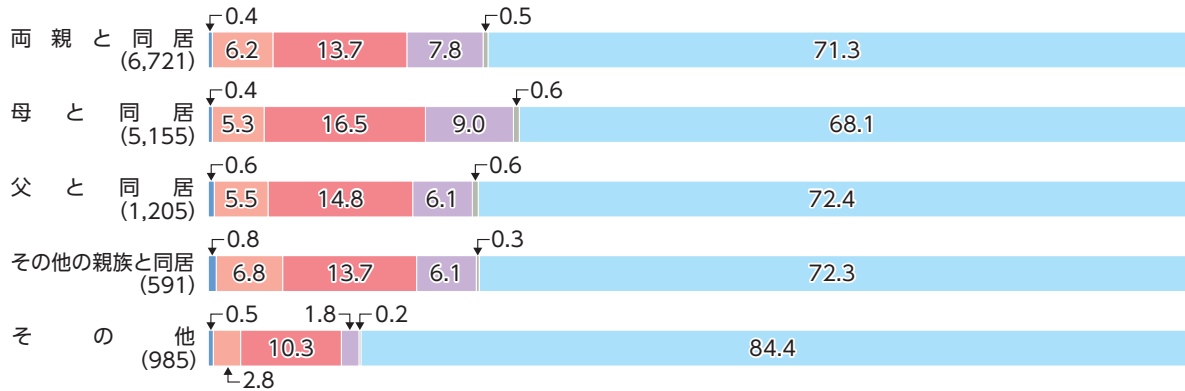
① 居住状況別

(平成14年・24年・令和3年)

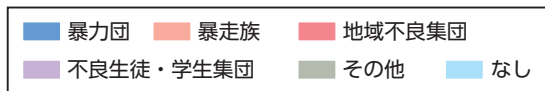
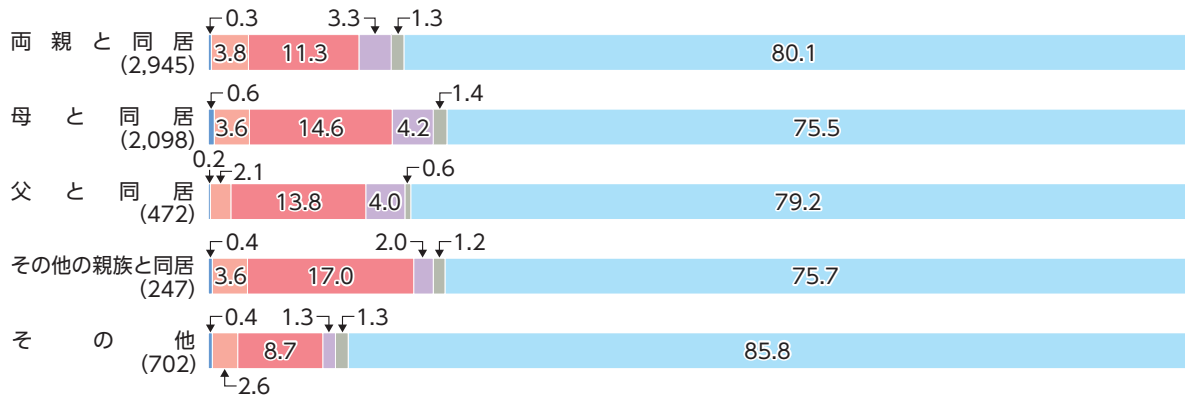
ア 平成14年



イ 平成24年



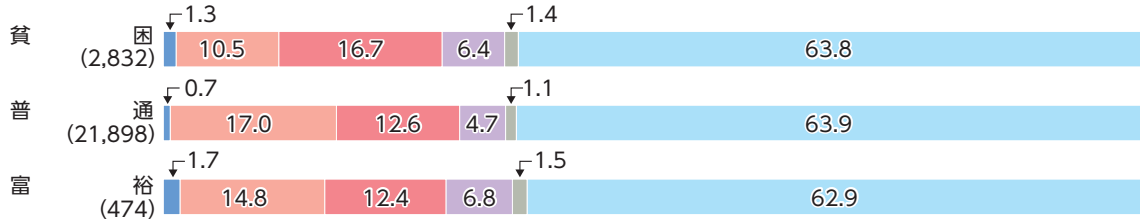
ウ 令和3年



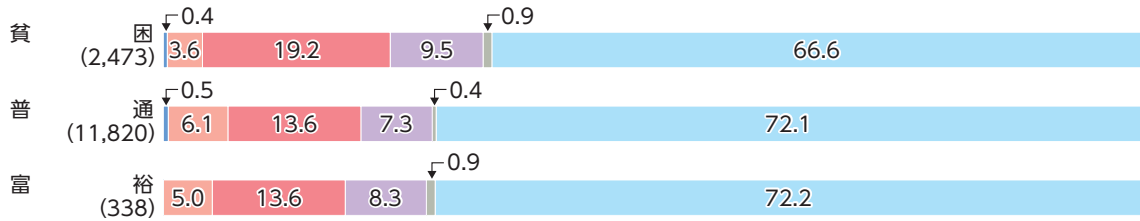
② 経済状況別

(平成14年・24年・令和3年)

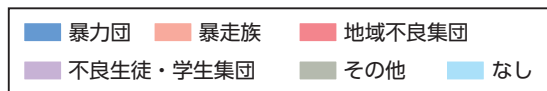
ア 平成14年



イ 平成24年



ウ 令和3年



- 注 1 法務省大臣官房司法法制部の資料による。
 2 交通短期保護観察の対象者を除く。
 3 不良集団関係は保護観察開始時により、不詳の者を除く。2つ以上の不良集団と交渉があったときは、最も交渉の程度が深い不良集団に計上している。
 4 2-2-2-1図の注4ないし7に同じ。

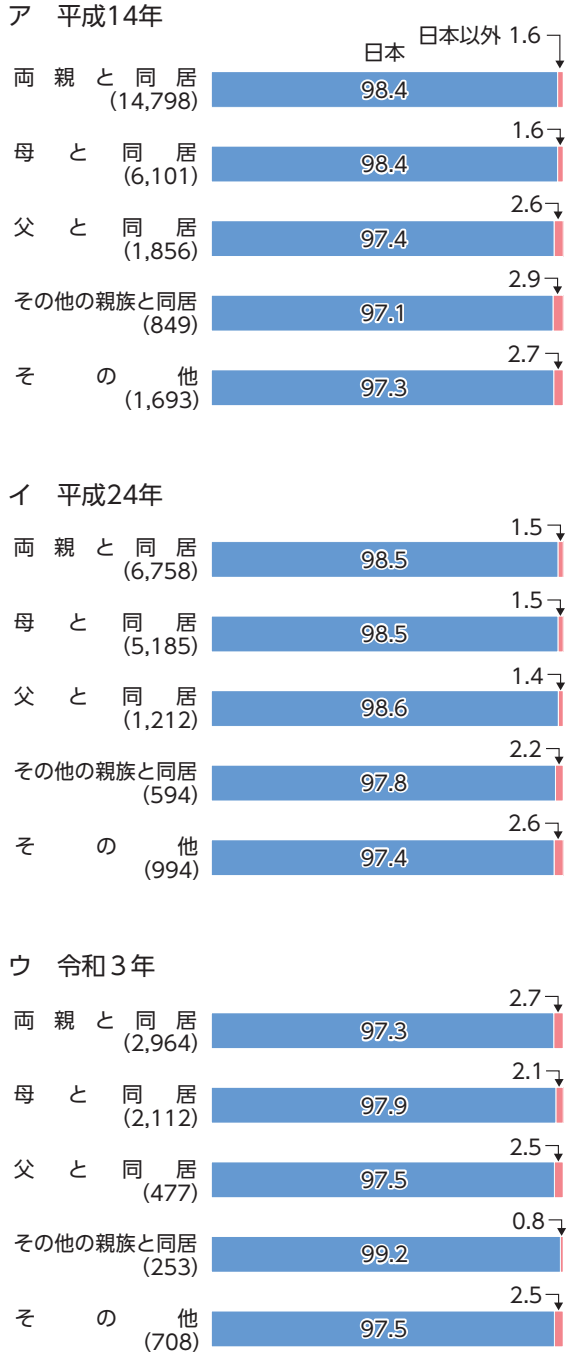
(6) 国籍

2-2-2-6図は、保護観察処分少年の国籍別構成比を見たものである（総数の推移については、各年の保護統計年報を参照。）。令和3年は、居住状況別及び経済状況別のいずれも、全ての区分について、「日本」の構成比が9割台後半であり、平成14年及び24年も同様であった。

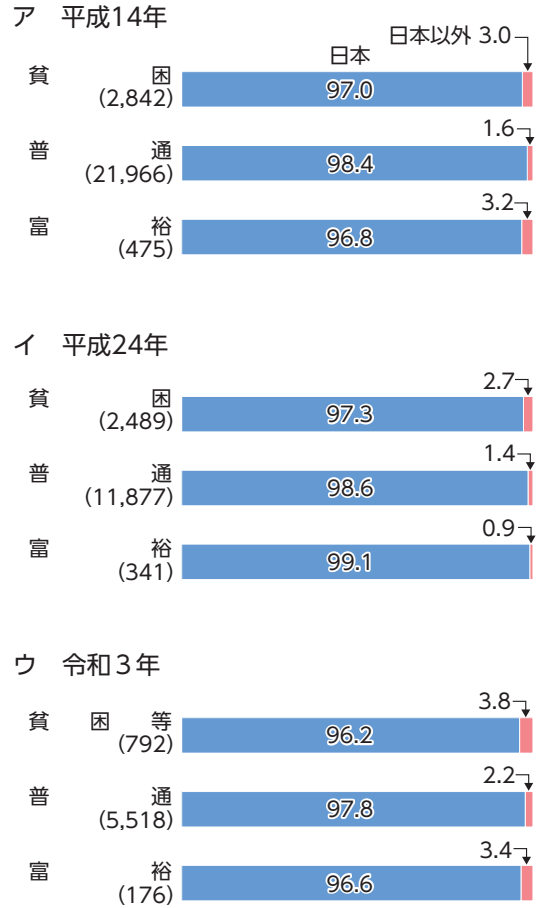
2-2-2-6図

保護観察処分少年 国籍別構成比(保護観察開始時)

① 居住状況別 (平成14年・24年・令和3年)



② 経済状況別 (平成14年・24年・令和3年)



注 1 法務省大臣官房司法法制部の資料による。
 2 交通短期保護観察の対象者を除く。
 3 国籍が不詳の者を除く。
 4 2-2-2-1図の注4ないし7に同じ。

(7) 精神状況

2-2-2-7表は、保護観察処分少年の精神状況別構成比を見たものである（総数の推移については、各年の保護統計年報を参照）。居住状況別に見ると、令和3年は、顕著な傾向が見られなかったが、いずれの居住状況についても、「精神障害なし」の構成比が最も高かった。

経済状況別に見ると、令和3年は、いずれの経済状況についても「精神障害なし」の構成比が最も高かったが、その中でも、「普通」（88.0%）が最も高く、「貧困等」（78.0%）が最も低かった。「知的障害」及び「その他の精神障害」の構成比は、「貧困等」（それぞれ10.2%、10.6%）が最も高かった。

居住状況別及び経済状況別のいずれも、平成14年及び24年と比較すると、令和3年は、全体的に「精神障害なし」の構成比が低下し、「知的障害」及び「その他の精神障害」の構成比が上昇したが、特に、経済状況別における「貧困等」は、「富裕」及び「普通」と比べて「精神障害なし」の低下の幅が大きかった。

2-2-2-7表

保護観察処分少年 精神状況別構成比（保護観察開始時）

① 居住状況別

(平成14年・24年・令和3年)

| 年次 | 居住状況 | 総数 | 精神障害なし | 知的障害 | 人格障害 | 神経症性障害 | その他の精神障害 |
|-------|-----------|-------------------|------------------|--------------|-------------|------------|--------------|
| 平成14年 | 両親と同居 | 13,450 (100.0) | 13,338 (99.2) | 49 (0.4) | 13 (0.1) | 7 (0.1) | 43 (0.3) |
| | 母と同居 | 5,576 (100.0) | 5,529 (99.2) | 24 (0.4) | 3 (0.1) | 2 (0.0) | 18 (0.3) |
| | 父と同居 | 1,698 (100.0) | 1,681 (99.0) | 9 (0.5) | 2 (0.1) | - | 6 (0.4) |
| | その他の親族と同居 | 776 (100.0) | 765 (98.6) | 6 (0.8) | 1 (0.1) | 1 (0.1) | 3 (0.4) |
| | その他 | 1,514 (100.0) | 1,501 (99.1) | 5 (0.3) | 1 (0.1) | - | 7 (0.5) |
| 平成24年 | 両親と同居 | 6,428 (100.0) | 6,123 (95.3) | 109 (1.7) | 25 (0.4) | 6 (0.1) | 165 (2.6) |
| | 母と同居 | 4,901 (100.0) | 4,700 (95.9) | 93 (1.9) | 21 (0.4) | 7 (0.1) | 80 (1.6) |
| | 父と同居 | 1,138 (100.0) | 1,093 (96.0) | 23 (2.0) | 4 (0.4) | - | 18 (1.6) |
| | その他の親族と同居 | 572 (100.0) | 537 (93.9) | 16 (2.8) | 2 (0.3) | 1 (0.2) | 16 (2.8) |
| | その他 | 928 (100.0) | 884 (95.3) | 22 (2.4) | 5 (0.5) | - | 17 (1.8) |
| 令和3年 | 両親と同居 | 2,690 (100.0) | 2,367 (88.0) | 97 (3.6) | 22 (0.8) | 8 (0.3) | 196 (7.3) |
| | 母と同居 | 1,920 (100.0) | 1,675 (87.2) | 88 (4.6) | 21 (1.1) | 2 (0.1) | 134 (7.0) |
| | 父と同居 | 430 (100.0) | 366 (85.1) | 26 (6.0) | 4 (0.9) | 1 (0.2) | 33 (7.7) |
| | その他の親族と同居 | 233 (100.0) | 201 (86.3) | 8 (3.4) | 2 (0.9) | - | 22 (9.4) |
| | その他 | 638 (100.0) | 522 (81.8) | 36 (5.6) | 7 (1.1) | 1 (0.2) | 72 (11.3) |

② 経済状況別

(平成14年・24年・令和3年)

| 年次 | 経済状況 | | 総数 | 精神障害なし | 知的障害 | 人格障害 | 神経症性障害 | その他の精神障害 |
|-------|------|----|-------------------|------------------|--------------|-------------|-------------|--------------|
| 平成14年 | 貧 | 困 | 2,640 (100.0) | 2,579 (97.7) | 39 (1.5) | 7 (0.3) | 2 (0.1) | 13 (0.5) |
| | 普 | 通 | 19,922 (100.0) | 19,790 (99.3) | 54 (0.3) | 13 (0.1) | 7 (0.0) | 58 (0.3) |
| | 富 | 裕 | 442 (100.0) | 434 (98.2) | - | - | 1 (0.2) | 7 (1.6) |
| 平成24年 | 貧 | 困 | 2,341 (100.0) | 2,178 (93.0) | 83 (3.5) | 20 (0.9) | 4 (0.2) | 56 (2.4) |
| | 普 | 通 | 11,259 (100.0) | 10,814 (96.0) | 178 (1.6) | 34 (0.3) | 10 (0.1) | 223 (2.0) |
| | 富 | 裕 | 334 (100.0) | 315 (94.3) | 1 (0.3) | 2 (0.6) | - | 16 (4.8) |
| 令和3年 | 貧 | 困等 | 708 (100.0) | 552 (78.0) | 72 (10.2) | 9 (1.3) | - | 75 (10.6) |
| | 普 | 通 | 5,018 (100.0) | 4,417 (88.0) | 180 (3.6) | 42 (0.8) | 11 (0.2) | 368 (7.3) |
| | 富 | 裕 | 161 (100.0) | 140 (87.0) | 2 (1.2) | 5 (3.1) | 1 (0.6) | 13 (8.1) |

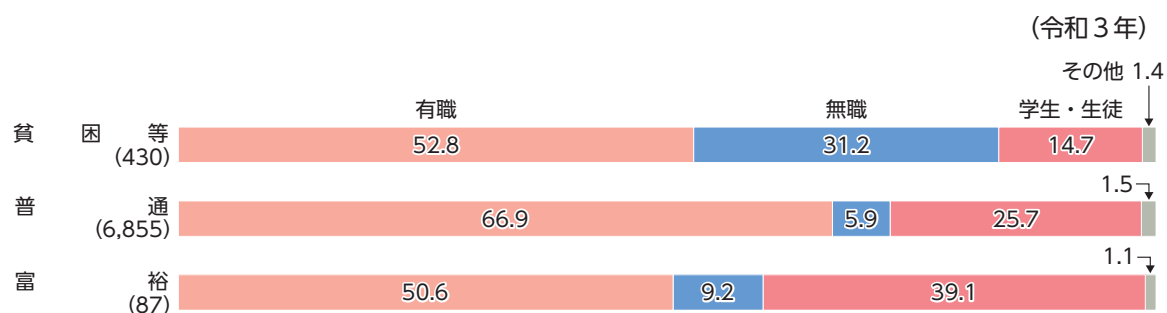
- 注 1 法務省大臣官房司法法制部の資料による。
 2 交通短期保護観察の対象者を除く。
 3 精神状況は保護観察開始時により、不詳の者を除く。
 4 2-2-2-1図の注4ないし6に同じ。
 5 ()内は、構成比である。

(8) 就労・就学状況（保護観察終了時）

2-2-2-8図は、令和3年における保護観察処分少年の終了時の就労・就学状況別構成比を見たものである（総数の推移については、各年の保護統計年報を参照。）。「有職」の構成比は、「普通」（66.9%）が最も高かった。「無職」の構成比は、「貧困等」（31.2%）で高く、次いで、「富裕」（9.2%）、「普通」（5.9%）の順であった。一方、「学生・生徒」の構成比は、「富裕」（39.1%）が最も高く、次いで、「普通」（25.7%）、「貧困等」（14.7%）の順であった。

2-2-2-8図

保護観察処分少年 就労・就学状況別構成比(保護観察終了時)



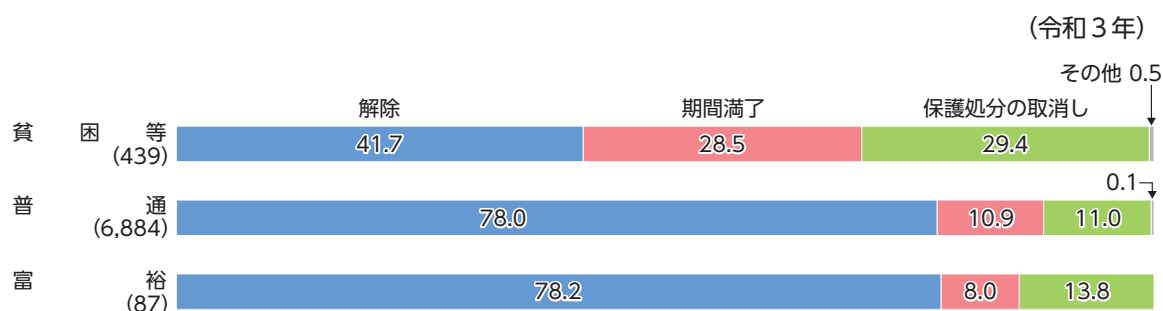
- 注 1 法務省大臣官房司法法制部の資料による。
 2 交通短期保護観察の対象者を除く。
 3 就労・就学状況及び経済状況は保護観察終了時により、不詳の者を除く。
 4 「その他」は、家事従事者等である。
 5 「貧困等」は、生活保護受給者を含む。
 6 ()内は、実人員である。

(9) 保護観察終了事由

2-2-2-9図は、令和3年における保護観察処分少年の終了事由別構成比を見たものである（総数の推移については、各年の犯罪白書を参照。）。いずれの経済状況についても、「解除」（保護観察処分少年について、保護観察を継続しなくても確実に更生することができると保護観察所の長が判断した時に、保護観察を終了させるために執られる良好措置）で終了した者の構成比が最も高いものの、「貧困等」は、他の経済状況と比較すると「解除」の構成比（41.7%）が低く、「期間満了」及び「保護処分の取消し」（保護観察中の再非行等により新たに保護処分に付されたときなどに、家庭裁判所が当初の保護処分を取り消すもの）の構成比（それぞれ28.5%、29.4%）が高かった。なお、「貧困等」の構成比は、(8)において、無職の構成比が「貧困等」について高かったこと（2-2-2-8図参照）を踏まえると、無職状態が続いていたことが影響し、「解除」の判断に至らなかった事案が相当数あった可能性があることに留意する必要がある。

2-2-2-9図

保護観察処分少年 保護観察終了事由別構成比(保護観察終了時)

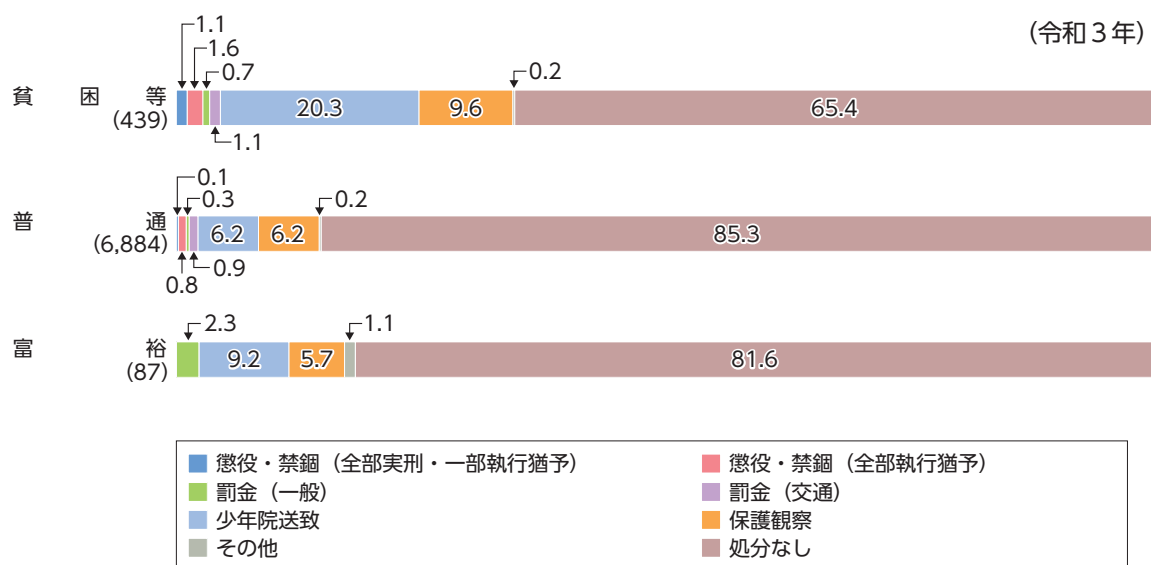


- 注 1 法務省大臣官房司法法制部の資料による。
 2 交通短期保護観察の対象者を除く。
 3 「保護処分の取消し」は、保護観察開始前の非行・犯罪によって、競合する新たな処分を受けたことにより、前の保護処分が取り消される場合等を含む。
 4 「その他」は、死亡等である。
 5 経済状況は保護観察終了時により、不詳の者を除く。また、「貧困等」は、生活保護受給者を含む。
 6 ()内は、実人員である。

(10) 保護観察中の犯罪・非行による処分の有無及びその種類

2-2-2-10図は、令和3年に保護観察を終了した保護観察処分少年が、保護観察期間中の犯罪・非行により同期間中に処分を受けたことの有無及びその種類の構成比を見たものである（総数の推移については、各年の犯罪白書を参照。）。いずれの経済状況についても、「処分なし」の構成比が最も高かったが、その中でも、「貧困等」の構成比（65.4%）が低かった。「少年院送致」の構成比は、「貧困等」（20.3%）が最も高く、次いで、「富裕」（9.2%）、「普通」（6.2%）の順であった。

2-2-2-10図 保護観察処分少年 保護観察中の処分別構成比(保護観察終了時)

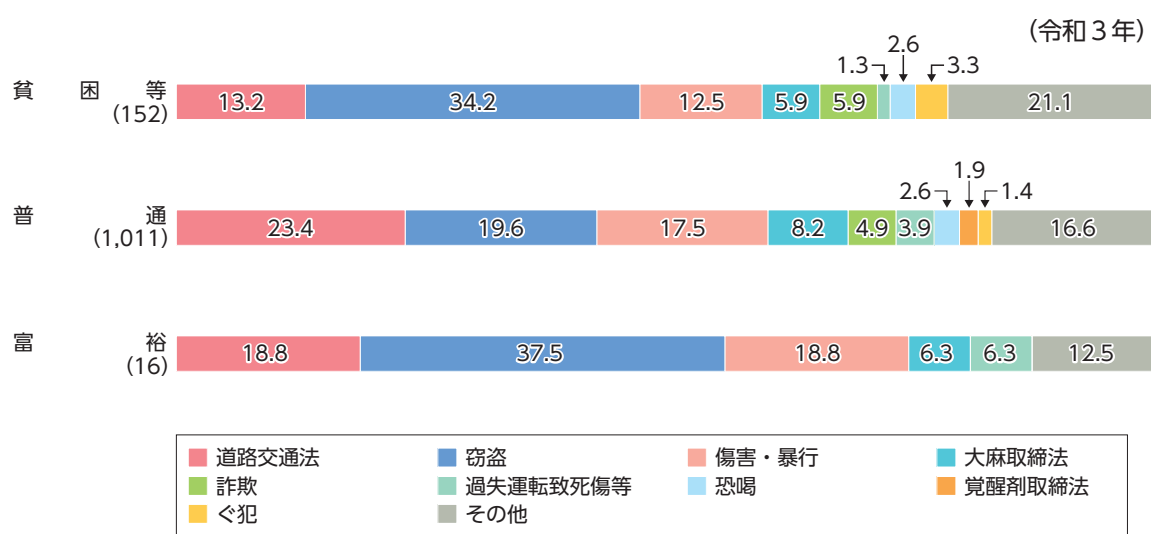


注 1 法務省大臣官房司法法制部の資料による。
 2 交通短期保護観察の対象者を除く。
 3 「罰金（交通）」は、過失運転致死傷等（刑法211条に規定する罪については、車両の運転によるものに限る。）並びに交通関係4法令（道路交通法、保管場所法、道路運送車両法及び自動車損害賠償保障法）及び道路運送法の各違反によるものであり、「罰金（一般）」は、それ以外の罪によるものである。
 4 「その他」は、拘留、科料、起訴猶予、児童自立支援施設・児童養護施設送致等である。
 5 経済状況は保護観察終了時により、不詳の者を除く。また、「貧困等」は、生活保護受給者を含む。
 6 ()内は、実人員である。

(11) 保護観察中の犯罪・非行による処分に係る罪名・非行名

2-2-2-11図は、令和3年に保護観察を終了した保護観察処分少年のうち、保護観察期間中の犯罪・非行により同期間中に処分を受けた者について、その処分に係る罪名・非行名の構成比を見たものである（総数の推移については、各年の保護統計年報を参照。）。「貧困等」は、「窃盗」の構成比（34.2%）が最も高かった。一方、「普通」は、「道路交通法違反」の構成比（23.4%）が最も高かった。

2-2-2-11図 保護観察処分少年 保護観察中の処分罪名・非行名別構成比(保護観察終了時)



注 1 法務省大臣官房司法法制部の資料による。
 2 交通短期保護観察の対象者を除く。
 3 「強制性交等」は、平成29年法律第72号による刑法改正前の強姦を含む。
 4 経済状況は保護観察終了時により、不詳の者を除く。また、「貧困等」は、生活保護受給者を含む。
 5 ()内は、実人員である。

3 考察

(1) 家庭環境についての全体的な傾向

居住状況を見ると、「両親と同居」の構成比が低下傾向にある一方、「母と同居」の構成比が上昇傾向にある。令和3年における保護観察処分少年の「母と同居」及び「父と同居」を合わせた構成比は、4割近くを占めている。保護観察処分少年には18歳以上の者も含まれるため、前記第1節3項(1)と同様、厚生労働省の「国民生活基礎調査」(2021)の結果と単純に比較することはできないが、保護観察処分少年についても、一人親世帯である者の構成比が相当に高い可能性がある。経済状況を見ると、「貧困等」の構成比は、平成14年以降、11~17%の間で推移している。

居住状況と経済状況の関連を見ると、経済状況が「貧困等」の居住状況については、「母と

同居」及び「父と同居」の構成比の合計が「両親と同居」より高く、約60%となっている。一方、「普通」、「富裕」になるほど、その構成比の合計が低くなっている。

(2) 家庭環境から見た保護観察処分少年の状況についての主な傾向

就労・就学状況を見ると、令和3年における「学生・生徒」の構成比は「両親と同居」が最も高い。また、経済状況が厳しくなるにつれて、「学生・生徒」の構成比が低くなっていた。

教育程度を見ると、「両親と同居」は、「高校卒業等」及び「高校在学」の構成比が最も高く、「高校中退」及び「中学卒業」の構成比が最も低かった（ただし、居住状況における「その他」を除く。）。経済状況が厳しくなるにつれて、「高校中退」及び「中学卒業」の構成比がいずれも高くなっている一方、「高校卒業等」及び「高校在学」の構成比がいずれも低くなっていた。

精神状況を見ると、いずれの経済状況でも、「精神障害なし」の構成比が最も高かったが、それ以外の傾向として、「貧困等」は、「精神障害なし」の構成比が低く、「知的障害」及び「その他の精神障害」が高かった。